

三田市立上野台中学校・八景中学校の  
新統合中学校基本構想・基本計画



令和8年4月  
三田市教育委員会



# 新統合中学校基本構想・基本計画

## 目 次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p 1

### 基本構想

1 基本構想・基本計画策定の経緯・目的・・ p 2

- 1-1 これまでの経緯
- 1-2 基本構想・基本計画策定の目的

2 施設整備における社会的動向の整理・・ p 3

- 2-1 社会情勢の変化
- 2-2 新しい時代の学びの姿
- 2-3 新しい時代の特別支援教育
- 2-4 不登校児童生徒への学びの保障
- 2-5 学校部活動の地域展開
- 2-6 教職員の働く環境の整備
- 2-7 学校と地域の協働
- 2-8 持続可能な社会への対応

3 上位計画の整理・・・・・・・・・・ p7

- 3-1 第5次三田市総合計画
- 3-2 第2期三田市教育大綱
- 3-3 第3期三田市教育振興基本計画

4 上野台中学校・八景中学校の現状・・ p10

- 4-1 上野台中学校
- 4-2 八景中学校
- 4-3 生徒数の現況と今後の推計について

5 近年の学校施設整備の動向・・・・・・・・ p15

- 5-1 国の動き
- 5-2 近年の新設中学校施設整備の動向

6 新統合中学校整備のコンセプト・・・・・・・・ p18

- 6-1 新統合中学校のめざす教育
- 6-2 施設整備の基本方針
- 6-3 具体的な施設整備の方向性

### 基本計画

7 敷地条件・現況整理・・・・・・・・・・ p 25

- 7-1 敷地概要
- 7-2 現況整理

8 設計と条件の整理・・・・・・・・・・ p 29

- 8-1 土地利用条件の整理
- 8-2 施設の基本構成

9 施設配置計画の検討・・・・・・・・・・ p 32

- 9-1 車両出入り経路の検討
- 9-2 土地利用計画の検討

10 建築計画・・・・・・・・・・ p 35

- 10-1 配置計画
- 10-2 平面計画
- 10-3 立面・断面計画
- 10-4 各室面積表
- 10-5 イメージパース

11 構造計画・・・・・・・・・・ p 43

- 11-1 基本方針
- 11-2 建物概要

12 設備計画・・・・・・・・・・ p 45

- 12-1 基本方針
- 12-2 電気設備計画
- 12-3 機械設備計画
- 12-4 昇降機設備

13 整備手法・・・・・・・・・・ p 47

- 13-1 整備手法の比較
- 13-2 採用する整備手法について

14 事業スケジュール及び整備費・・・・・・・・ p 48

- 14-1 事業スケジュール
- 14-2 整備費

15 その他留意事項・・・・・・・・・・ p 49

- 15-1 開発等に関する手続き等
- 15-2 設計内容等への反映



## はじめに

これからの時代に生きる子どもたちが、予測できない未来に対応していくためには、社会の変化に対し受け身ではなく、主体的に向き合い、一人一人が自らの可能性を最大限に発揮し、より良い社会と幸福な人生を自ら創り出していくことが大切です。

激しい社会の変化に対しても、自立した一人の人間として、ふるさとの伝統や文化に立脚し高い志と意欲を持って、習得した知識を礎としながら、様々な情報から主体的に判断し、課題解決にむけ、他者と協働しながら新たな価値を生み出していくことが求められています。

学校においては、主役である子どもたち一人一人の可能性を伸ばし、新しい時代に求められる資質・能力を育成していくことが重要であり、生きて働く「知識・技能」、社会の変化や未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力」を身につけることが大切です。また、協働的な学びや社会性の涵養<sup>かんよう</sup>は、子どもたちが社会に出ていく上で必要不可欠です。

学校は、子どもたちが様々な人と関わりながら、これらの学びを通じて、自分の存在が認められることや共に生きることを経験する場となります。自分の活動や他者との協働により何かを変えたり、社会をより良くしたりできることなどを実感し、様々な活動場面に応じ選択する力を身につけ、人生を主体的に生きる土台をつくる大切な場であると言えます。

市教育委員会では小規模化が進み課題が生じている学校の現状から、平成30年7月に学校のあり方に関する基本方針を定め、子どもたちの教育環境の向上を図るため適正規模、適正配置の考え方を示しました。平成30年12月には学校再編計画(第1次計画)を策定し、上野台・八景中学校を含む課題の大きい中学校区について再編する方針を示し、その取り組みをスタートしました。

両校の再編においては、上野台中学校の小規模化に伴う課題と八景中学校の地理的、地形的な課題を解消するため、保護者や地域住民等による地域協議会を設置し、約2年間にわたり熱心に協議いただき、令和3年12月に「上野台中と八景中を統合し、八景中校区内に新設すること」に賛成する旨の「最終まとめ」が取りまとめられました。これを受け、市では新統合中学校の整備予定地について慎重に検討を重ね、川除地区内で整備することを決定し、令和6年12月に公表しました。

新統合中学校を整備していくにあたっては、対象校区の児童生徒、保護者、地域住民をはじめ全教職員にアンケートを実施し、多くの方々から新しい学校への期待や、めざすべき学校の方向性について意見を寄せていただきました。

これらのご意見やこれまでの統合に至る経緯、両校が培ってきた伝統や歴史、文化を踏まえ、将来にわたって在り続ける学校として、新たな歴史を刻み地域の文化を創造していく観点を持ちつつ、これからの時代に求められる教育を実現する学びの場である新統合中学校の整備にかかる考え方や、方向性等を基本構想にまとめるとともに、これらを踏まえ施設配置計画等を検討し、基本計画としてまとめました。

# 1 基本構想・基本計画策定の経緯・目的

## 1-1 これまでの経緯

全国的な少子化・人口減少を背景に、本市においても児童生徒数が減少し、その傾向は今後も続くことが予想されています。それに伴い学校の小規模化に伴う教育上の課題が大きくなっており、市立学校間の教育の機会均等を保障する観点から、課題への対応が重要となってきています。

このような状況から、市教育委員会は平成 29 年 7 月に「三田市立学校園のあり方審議会」を設置し、望ましい学級規模や適正配置を中心とした学校の今後のあり方についての諮問を行い、平成 30 年 3 月に答申を受けました。

この答申を踏まえ、市教育委員会では、平成 30 年 7 月、「三田市立学校のあり方に関する基本方針」を策定し、今後の三田市立小中学校の適正規模・適正配置についての方向性を示しました。

そして平成 30 年 12 月、「三田市立学校再編計画(第 1 次計画)」を発表し、「上野台中学校と八景中学校を統合し、八景中学校区内に新設する」という行政案を示し、令和元年 12 月「上野台中学校及び八景中学校再編地域協議会\*1」を設置しました。

地域協議会では、行政案の是非や課題等について、全体会(4 回)、各校区の部会(各 5 回)での協議を重ねるとともに、対象校区全世帯へのアンケート調査等を実施し、令和 3 年 12 月に統合にあたって留意する事項も含めた「最終まとめ」を取りまとめました。

令和 4 年 3 月、三田市総合教育会議において、地域協議会の「最終まとめ」を尊重し、両中学校の再編統合について、市として正式決定するとともに、新設校の場所や開校までのスケジュール等を具体的に検討していくことを決定しました。

令和 5 年度には、より専門的、客観的な観点から候補地の調査、選定を行うため、外部専門機関に調査を委託し、令和 6 年 12 月に整備予定地を決定しました。また、令和 6 年 11 月には、新統合中学校の基本構想・基本計画策定にかかるアンケートを対象校区の児童生徒、保護者、地域住民及び三田市立学校の教職員に対して行いました。

**\*1 上野台中学校及び八景中学校再編地域協議会**：再編計画に基づく両校の再編についての是非や時期、通学手段、再編に関する課題等に関する意見のとりまとめを行うため、両校区の保護者、地域の代表等で組織(計 36 名)。

## 1-2 基本構想・基本計画策定の目的

三田市立上野台中学校・八景中学校の統合に伴う統合中学校を新設するにあたり、これまでの経緯や両校の現状、社会情勢の変化、並びにこれからの新しい時代の学びの姿、本市の上位計画・関連計画等を踏まえ、新統合中学校の整備に関わる基本的な考え方の方向性を基本構想として示します。

さらに、基本計画では、基本構想を踏まえ、新統合中学校における各種条件や機能を整理するとともに、具体的な施設規模、配置、平面計画等を検討するなど、設計業務に向けた基本計画を策定することを目的とします。

## 2 施設整備における社会的動向の整理

---

### 2-1 社会情勢の変化

高度情報化の進展や AI(人工知能)、ビッグデータ、IoT(Internet of Things)、ロボティクス等の先端技術が高度化し、あらゆる産業や日常の暮らしの隅々にまで取り入れられた超スマート社会(Society5.0)の到来が間近に迫っており、私たちの社会生活を大きく変えようとしています。

またグローバル化の大きな波の中で、様々な文化・価値観が生まれ、変化が激しく先行きが不透明な「予測困難な時代」となっています。

このように急激に変化する時代の中で、学校教育では、子どもたちが自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を尊重し、協働しながら社会の変化を乗り越え、自身の人生を切り拓き、たくましく生き抜く力を育てることが求められています。

また、本市の豊かな自然環境や歴史・伝統文化のよさを実感できる体験活動を通して、ふるさと三田に対する愛着と誇りを育て、心のよりどころとなるアイデンティティを育むとともに、多様な文化に対する理解を深め、国際的な視野に立って、様々な分野で持続可能な社会の創り手となる人材の育成が重要です。

### 2-2 新しい時代の学びの姿

「予測困難な時代」における学校教育の新たな学びのあり方として、令和 3 年 1 月に国の中央教育審議会から「令和の日本型学校教育」の姿が示されました。

この中で、「主体的・対話的で深い学び」を実現するための具体的な授業改善として、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に取り組むことの重要性が示されています。

「個別最適な学び」とは、基礎的・基本的な知識・技能をすべての子どもに習得させるために「個に応じた指導」の充実を図ることです。子ども一人一人の特性や学習進度、学習到達度等に応じ、指導方法、教材や学習時間等の柔軟な提供設定を行ったり、子どもの興味・関心・進路の方向性等に応じ、一人一人に応じた学習活動や課題に取り組む機会を提供したりすることが大切です。そして、子どもの成長やつまづき、悩み等の理解に努め、個々の興味・関心意欲等を踏まえてきめ細かく指導・支援するとともに、主体的な学習が進められるように、自らが学習方法を模索するような態度を育てることが大切です。そのため学校では、複数の教員により組織的に取り組む指導体制の構築に努め、指導方法のより一層の工夫・改善やタブレット端末等の ICT 機器等を活用した学習活動の充実等に取り組んでいきます。

「協働的な学び」は、平成 29 年 3 月の学習指導要領の改訂で盛り込まれたキーワードです。これからの不透明な社会を生き抜くために、子ども同士の学びや多様な他者との関わりから学ぶことが重要であり、互いに尊重しながら協働することにより、異なる考え方が組み合わせり、よりよい答えを生み出す学習と定義づけられています。

協働的な学びの例としては、これまでの一斉授業の形や教師による一方的な説明の授業だけでなく、子どもたち同士がペアトークやディベート、グループ学習に ICT 機器を活用したプレゼンテーション等があげられます。学校では日々の授業や体験活動の中で、様々な方法を用いて、協働的な学びに取り組んでいます。

これからの時代、子どもたちには多様な個性と触れ合い、刺激し合い、社会性と協調性を育み、お互いに高め合いながら、成長していくための「共創空間」が必要です。このような環境を整えるためには、学級にある程度の人数がいて、学年に複数の学級があることが望ましいと考えます。

今、子どもたちの教育の質をさらに充実させるために、このような、よりよい教育環境をつくることが求められていると言えます。

## 2-3 新しい時代の特別支援教育

特別支援教育を巡る状況と基本的な考え方として、特別な支援を受ける子どもの数が増加する中で、特別支援教育をさらに進展させていくため、「① 障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り共に教育を受けられる条件整備」、「② 障害のある子どもの自立と社会参加」を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備を着実に進めること等が国の有識者会議（令和3年1月）で示されました。

また、令和2年、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び同法施行令」（バリアフリー法令）の一部改正により、建築物移動等円滑化基準の適合義務の対象となる特別特定建築物\*<sup>2</sup>に、公立の小中学校等が新たに位置付けられました（令和3年4月施行、最終改正：令和6年4月）。学校は、地域住民の学校教育への参加や災害時の避難所となることも考慮し、子どもたちだけでなく、様々な多数の人が利用できる施設として、トイレ、エレベーター、出入口、廊下などのバリアフリー化が一層求められています。

**\* 2 特別特定建築物**：不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する特定建築物その他の特定建築物であって、移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定めるものをいう。  
兵庫県下の学校施設については、法律の改正前から、兵庫県福祉のまちづくり条例により、建築物移動等円滑化基準への適合が義務化されている。

## 2-4 不登校児童生徒への学びの保障

「令和6年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」（令和8年1月16日更新）において、国立、公立、私立の小・中学校の不登校児童生徒数が約35万4千人（過去最多）、うち学校内外で相談を受けていない児童生徒数が約13万6千人（過去最多）、小・中・高・特別支援学校におけるいじめの認知件数が約76万9千件（過去最多）、うち重大事態の発生件数が1,404件（過去最多）等の結果が明らかになりました。不登校・いじめ緊急対策として、令和5年3月に国から発表された「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」の、不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整える等をふまえた一層の取り組みが求められています。

## 2-5 学校部活動の地域展開

学校部活動は、スポーツ・文化芸術に興味・関心のある生徒が自主的・自発的に参加し、体力や技能の向上を図るとともに、生徒同士や異年齢の交流を通して好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の健やかな成長に大きな役割を果たしてきました。しかし、少子化が進展する中、部活動をこれまでと同様の体制で運営することが難しくなっており、学校によっては廃部により活動ができなくなったり、

単独で試合に出られなかったりする学校が増えるなど、生徒の活動の選択肢が狭くなってきています。

このような状況の中、国は、令和4年12月「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を発表し、「地域の子どもたちは、学校を含めた地域で育てる」という意識のもと、生徒の望ましい成長を保障するとともに体験格差を解消することをめざし、地域の実情に応じたスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、学校部活動を地域移行することを示しました。生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現するためには、学校・地域との連携・協働により、部活動の速やかな改革に取り組み、持続可能で多様な活動環境を整備する必要があります。

## 2-6 教職員の働く環境の整備

平成31年1月に、中央教育審議会において、「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」の答申において、教職員の勤務時間管理の徹底や業務の明確化・適正化等、学校における働き方改革の総合的な推進について提言がなされました。さらに令和6年8月には、『「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について』の答申において、「学校における働き方改革の更なる加速化」、「学校の指導・運営体制の充実」、「教師の処遇改善」について、教師を取り巻く環境整備の基本的な方向性が示されました。

学校における働き方改革の推進には ICT 活用や事務作業の効率化等、ソフト的な対応だけでなく、働きやすい環境\*<sup>3</sup>を充実させることも求められています。

**\*3 働きやすい環境：**(例)教職員がより効果的・効率的に授業の準備や研修、校務等を行うことができる執務環境としての職員室や準備室等の整備や、教職員同士の日常的なコミュニケーションを誘発し、リフレッシュできるスペースの整備など。

## 2-7 学校と地域の協働

地域とともにある学校づくりを推進する観点から、学校と地域はパートナーとして相互に連携・協働していくことが求められています。そのため、「社会に開かれた教育課程」の実践やチームとしての学校の実現をめざし、コミュニティ・スクール\*<sup>4</sup>や地域学校協働活動\*<sup>5</sup>を推進しています。地域の人たちと連携・協働し、ともに創造的な活動を企画・立案・実行していくためには「共創空間」をつくることが重要です。こうした「共創空間」をつくる上では、校舎内での児童生徒の動線と地域住民の動線との整理による明瞭なゾーニング等、防犯の観点から設計上の工夫が必要です。

**\*4 コミュニティ・スクール：**コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）は、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組みです。コミュニティ・スクールでは、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことができます。

**\*5 地域学校協働活動：**地域の高齢者、成人、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体、機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動です。

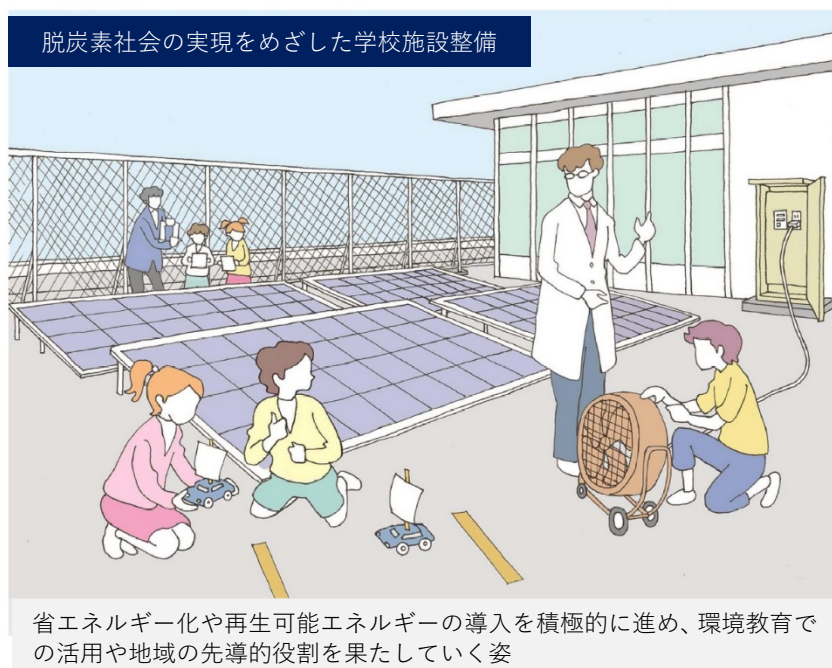
## 2-8 持続可能な社会への対応

令和2年10月、国は2050年脱炭素社会の実現を宣言し、日本社会全体で脱炭素社会の実現をめざしています。また、国連において、2030年までの国際社会全体の持続可能な開発目標（SDGs）16が採択され、誰一人取り残さない社会の実現をめざし、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に対する取り組みを一層加速する必要があります。

2050年脱炭素社会の実現に向けて、学校施設では、省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入等の積極的な推進が一層求められています。学校における太陽光発電の導入などエコスクール（環境を考慮した学校施設）の取り組みを深化していくとともに、ZEB\*<sup>6</sup>化の取り組みを推進していくことが環境負荷を低減するだけでなく、環境教育での活用や地域の先導的役割を果たすという観点からも重要です。

また、木材の利用を促進することは、持続可能な社会の実現に貢献することを目的とし、令和3年10月に「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が施行されました。木材は再生可能な資源で、持続可能な森林経営を通じて生産された木材を利用することは、脱炭素化や循環経済の実現に寄与することからも、学校施設に木材を利用することは有効です。

**\* 6 ZEB：** ZEB：Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称で「ゼブ」と呼ばれる。「先進的な建築設計によるエネルギー負荷の抑制や自然エネルギーの積極的な活用（外壁や窓の高断熱化、庇による日射遮蔽、中間期の窓による自然風利用等）、高効率な設備システム（省エネ性能の高い空調機、LED照明等）の導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギー化を実現した上で、再生可能エネルギー（太陽光発電等）を導入することにより、エネルギー自立度を極力高め、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることをめざした建築物」。



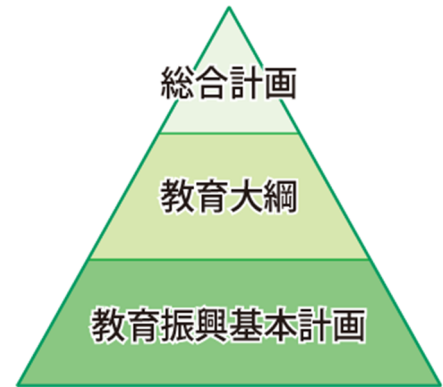
「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」より

### 3 上位計画の整理

新統合中学校施設整備のコンセプトをまとめるにあたり、本市の上位計画を整理します。

#### 3-1 第5次三田市総合計画

「ひと」×「まち」×「さと」が織りなす未来都市三田  
「ひと」のチカラを育み、活きるまち ～輝く人づくり～  
令和4年4月に策定された総合計画で「学校教育の充実」の施策に掲げている市の取り組みは下記の6点です。



##### ① 「確かな学力の育成」～子どもの可能性を拓く学びの実現～

- ・全国学力・学習状況調査の結果を生かし、個別最適化された学びと協働的な学びの推進を図る
- ・探究的な学習を重視し、主体的・対話的で深い学びの実現に向け授業改善を図り、資質・能力（知識・技能・思考力・判断力・表現力・学びに向かう力・人間性等）をバランスよく育成する

##### ② 「豊かな心の育成」～ふるさとを愛する心を育む～

- ・家庭・地域と連携した道徳教育・人権教育を進める
- ・三田の生活文化や歴史・伝統等、特色を生かした体験活動等により、ふるさとを愛する心を育む

##### ③ 健やかな体の育成

- ・体力の向上と自ら進んで運動する習慣の定着を図る
- ・学校給食を生きた教材とし、三田の食材を味わい、ふるさとを実感し、生産者への感謝の心を育む食育を進める

##### ④ 一人ひとりが大切にされる教育・支援の充実

- ・児童生徒の状態を把握し、個に応じた指導・支援の充実に努める
- ・児童生徒理解に基づく生徒指導を行うとともに、相談・支援体制を充実する
- ・共生の理念を礎に障害の有無に関わらず、共に学ぶ環境や仕組み（インクルーシブ教育）づくりを進める

##### ⑤ 社会的自立に向けた教育の推進

- ・キャリア教育を充実するとともに、社会に貢献しようとする心を育む
- ・グローバル人材の育成に向け、語学力やコミュニケーション能力を育む
- ・ふるさと三田に誇りを持ち、異文化理解を進める
- ・高等学校・大学・博物館等と連携し、教育の充実に取り組む

##### ⑥ 学びを支える環境の整備～子どものより良い学びの環境づくり～

- ・多様な学びの機会創出のため、学校再編に取り組む
- ・時代の変化に対応した教育環境の充実を図る
- ・若手教職員等の育成を図るとともに、学校現場の働き方改革を進める
- ・学校と地域が連携した取り組みを充実する

## 3-2 第2期三田市教育大綱

基本理念 「夢を育て、人を育む学びのまち 三田」

### 基本方針

#### 方針1 「誰一人として取り残さない学びと育ちの支援」

- ①生きる力の基礎を育む幼児期の教育・保育の推進
  - ・待機児童ゼロ維持
  - ・市立幼稚園の再編
- ②育ちと学びをつなぐ教育の推進
  - ・知・徳・体の育成
  - ・学校園所の連携強化
  - ・小中一貫教育の充実
- ③一人一人を大切にする教育の推進
  - ・一人一人の自立支援
  - ・共に生きる教育、インクルーシブ教育
  - ・教育・福祉の連携（学校・家庭支援）

#### 方針2 「子どもの主体性を伸ばし夢と可能性を広げる教育」

- ①主体的に考え行動する子どもの育成
  - ・個性を伸ばす教育
  - ・こうみん未来塾の推進 ～デジタル技術の活用、「探究コース」の創設～
- ②変化の激しい時代を主体的に生き抜く子どもの育成（Society5.0への対応）
  - ・情報リテラシー（情報活用能力）の育成
  - ・グローバル人材の育成、語学力とコミュニケーション能力の育成
  - ・ふるさとへの誇りと異文化理解促進
- ③ふるさと意識の醸成
  - ・伝統文化等、三田の特色を活かした体験活動
  - ・地域の人材や素材を活用した教科横断的な学習機会の提供
  - ・ふるさとを愛する心の育成

#### 方針3 「新しい時代の教育環境の整備」

- ①学校の再編
  - ・小中学校の適正規模・適正配置の推進
  - ・小中一貫校など新たな枠組みの検討

#### ②新時代の学びを支える ICT 活用と指導の充実

- ・全ての子どもたちの可能性を引き出す教育
- ③安全・安心で学びを支える教育環境の整備
    - ・学校施設の整備、長寿命化の推進
    - ・学校現場の働き方改革

#### 方針4 「地域人財が支える子どもの育ちと学び」

- ①学校・家庭・地域の連携と協働
  - ・家庭の教育力、地域の教育力向上
  - ・コミュニティ・スクールの充実
- ②幅広い教育活動支援と地域の活性化
  - ・学校支援ボランティア活動の理解、活動促進
- ③多世代が集う子どもの居場所づくり
  - ・学校・家庭以外の第3の子どもの居場所への支援 ～放課後子ども教室、子ども食堂など～

#### 方針5 「学ぶ楽しさから生まれる、活力あふれる未来」

- ①地域文化遺産の保存と継承
  - ・地域の歴史や文化に触れる機会の提供
  - ・先人を題材とした学び（三田藩の幕末史、赤心社など）
- ②生涯スポーツの推進
  - ・ノルディック・ウォーキングの普及と定着の推進（運動習慣）
  - ・スポーツ「夢」プロジェクトの強化（子どもと選手の交流体験）
  - ・障害者スポーツの理解促進
  - ・スポーツ施設の再整備
- ③ライフステージに応じた学習機会の提供と自己実現
  - ・生涯学習拠点施設の活用、いきがい応援プラザ等「先生デビュー」支援
  - ・高等教育機関との連携によるリカレント教育の拡充

### 3-3 第3期三田市教育振興基本計画

基本理念 「夢を育て、人をはぐくむ学びのまち さんだ」

#### めざす子ども像

「自分が好き、人が好き、このまちが好き、夢に向かって歩むさんだっ子」

- ・自分や人を大切にし、誇りをもって生きる子
- ・身近なことに興味関心を持ち、課題と向き合い、深く学ぼうとする子
- ・“ふるさと三田”のよさに気づき、まちを愛する子
- ・人とのつながりの中で、何事にも粘り強く取り組む子
- ・自分自身の生き方を考え、自らの可能性に挑戦する子

#### 【施策推進にあたっての3つの大切な視点】

- ①ふるさとのよさに気づき、三田を好きになる視点
- ②これからの社会を生き抜く力を育む視点
- ③持続可能な社会の実現をめざし、教育を推進する視点

#### 基本目標と基本施策

##### 基本目標 1

「生きる力」を育む教育を推進します

- 1 「確かな学力」の育成
  - ①子どもの可能性を拓く資質・能力の育成
  - ②育ちと学びをつなぐ教育
- 2 「豊かな心」の育成
  - ①道徳性を育む教育
  - ②「共生」の心を育む教育
- 3 「健やかな体」の育成
  - ①体力・運動能力の向上
  - ②食育・健康教育
  - ③安全・防災教育
- 4 一人一人が大切にされる教育の充実
  - ①特別支援教育
  - ②生徒指導・相談体制の充実
  - ③保護者の経済的負担の軽減
- 5 社会的自立に向けた教育の推進
  - ①キャリア形成と自己実現を図る教育
  - ②グローバル化に対応した教育
- 6 幼児期の教育の充実
  - ①生きる力の基礎を育む教育

##### 基本目標 2

魅力ある学校をつくり、家庭・地域と共に  
子どもの学びを支援します

- 7 信頼される学校づくりの推進
  - ①学校組織力の向上
  - ②教職員の資質・指導力の向上
  - ③教職員の働き方改革
- 8 地域ぐるみで子どもを育てる環境づくり
  - ①学校・家庭・地域の連携と協働
  - ②家庭・地域の教育支援
- 9 子どもと大人の「学び」が循環する関係づくり
  - ①学習成果を活かす仕組みづくり
  - ②多様な学習機会の創出

##### 基本目標 3

学びを支える環境を整備します

- 10 学びを支える環境の整備
  - ①学校の再編
  - ②安全安心で充実した環境の整備

## 4 上野台中学校・八景中学校の現状

---

### 4-1 上野台中学校

#### ① 概要

三田市立羽束中学校の小規模化と校舎の老朽化により、羽束中学校を廃校とし、羽束中学校の校区に八景中学校の一部(志手原小校区・小野小校区・三輪小校区の大原地区)を加えて、昭和 50 年 4 月、現行の場所に校舎を新設し、上野台中学校として創立しました。

**生徒数** (令和 7 年 5 月 1 日現在)

通常の学級 3 (各学年 1 学級) 特別支援学級 2 計 5 学級

1 年生 30 人、2 年生 40 人、3 年生 31 人 計 101 人

#### 学校教育目標

「夢や目標を探究し、確かな学力と豊かな心でたくましく生き抜く生徒の育成」

#### めざす学校像

安全安心な環境の中で、生徒と教職員が共にやる気を持って主体的に学び、  
がんばろうと思える学校

<教育に携わる者として「心しておきたいこと」>

- (1)学校は子どものため
- (2)学校の教育活動の中核は授業
- (3)危機はいつでもどこでも
- (4)真摯で謙虚な姿勢

#### 校訓・めざす生徒像

「立志」・・・「朝は希望に起き」・・・未来予想図を描き、実現に挑む生徒  
「創造」・・・「昼は努力に生き」・・・意欲を持ち、創り出し、やり抜く生徒  
「敬愛」・・・「夜は感謝に眠る」・・・自他を大切にし、前向きで心豊かな生徒

#### 上野台校区小中学校共通のめざす子ども像

「将来の夢や目標を持ち挑戦する園児・児童・生徒」

#### 学校経営方針に基づく工夫と教育活動の指針

- (1)「学力」の向上に向けた取り組み
  - ①充実した授業 ②質の高い授業 (教職員の実践的授業力を磨く)
- (2)「対人関係能力」の育成に向けた取り組み
  - ①人権尊重 ②生徒指導 ③開かれた学校 (地域と共に生徒の成長を支える)

### (3)職場環境の整備に向けた取り組み

- ①協働して支え合う「チーム上野台」
- ②勤務時間の適正化

## ② 沿革

昭和 50 年 4 月	校舎竣工・開校式
昭和 51 年 3 月	体育館竣工
昭和 53 年 4 月	養護学級（センター校）を三輪小学校敷地内に建設
昭和 55 年 3 月	養護学級 1 教室増築
昭和 55 年 7 月	プール竣工
昭和 59 年 4 月	母子小学校が校区となる
平成 4 年 9 月	第 1 次校舎・体育館改修工事完了
平成 5 年 3 月	パソコン室 普通教室 4 学級増築
平成 5 年 9 月	第 2 次校舎改修工事完了
平成 6 年 8 月	浄化槽改修工事完了
平成 13 年 9 月	グラウンド拡張整備工事完了
平成 13 年 10 月	校門拡張整備工事完了
平成 18 年 10 月	校舎・体育館耐震補強工事完了
平成 22 年 10 月	武道場完成

## 4-2 八景中学校

### ① 概要

昭和 23 年 11 月、有馬郡 4 ヶ町村（現在の三田市三田地区、三輪地区、神戸市北区道場地区、長尾地区）の組合立八景中学校として開校し、昭和 39 年に小野小学校区を校区に編入しましたが、昭和 50 年には上野台中学校開校に伴い、小野・志手原小学校区を八景中学校区から分離しました。

そして、昭和 60 年 3 月に神戸市立北神戸中学校の開校に伴い、神戸地区が分離したため、神戸市及び三田市組合立八景中学校を解消し、三田市立八景中学校として再出発しました。

#### 生徒数（令和 7 年 5 月 1 日現在）

通常の学級 14（1 年 4 学級、2.3 年各 5 学級）特別支援学級 5 計 19 学級

1 年生 162 人、2 年生 182 人、3 年生 172 人 計 516 人

## 学校教育目標

人間尊重の精神を基盤として、未来を創造することができる社会の形成者を育成することをめざし、次の目標を掲げる。

- 「自律」 自ら考え、判断し行動する
- 「尊重」 違いを理解し、他者を尊重する
- 「創造」 豊かな発想を持ち、創意工夫する

## めざす生徒像

- (1)見通しをもって計画的に粘り強く行動する生徒
- (2)他者の立場で物事を考えられる生徒
- (3)創意工夫し、課題を解決する生徒
- (4)自分を磨き、自分の良さを発揮しようとする生徒

## めざす学校像

- ・生徒のために進化する学校
- ・生徒が「通いたい」、保護者や地域住民が「通わせたい」、教職員が「働きたい」と思う学校

## めざす教師像

- (1)初任の志を基盤として、学び続ける・成長し続ける教師
- (2)愛情と豊かな感性で、生徒一人一人を大切にする教師
- (3)指導力の向上に努め、協働する教師
- (4)生徒のモデルであることを自覚し、高い倫理観を持った教師

## 八景中校区小中学校共通目標

「人も自分も、学校もふるさと大切にできる子」

## ② 沿革

昭和 60 年 4 月	開校式（校舎は旧校舎を活用）
昭和 62 年 2 月	普通教室増築工事
平成 6 年 2 月	パソコン教室、技術室改修工事完了
平成 10 年 3 月	エレベーター設置工事
平成 19 年 1 月	グラウンド、プール改築工事
平成 20 年 8 月	体育館改築工事完了
平成 21 年 3 月	教室棟増築工事完了
平成 22 年 10 月	武道場完成
平成 24 年 8 月	北校舎改修工事完了
平成 25 年 8 月	本館改修工事完了

## 4-3 生徒数の現況と今後の推計について

### ① 通常の学級

上野台中学校と八景中学校の通常の学級の学級数と生徒数、及び今後の推移を下表に示します。

上野台中学校の生徒数は減少傾向になりますが、八景中学校の生徒数は令和9年の三田市駅前Cブロック市街地再開発事業等により、一定の増加を見込み推計しています。(令和8年度から順次1学級35人学級へ移行し、特別支援学級生徒を含まず試算。)

上野台・八景中学校 生徒数の今後の推移(推計) 特別支援学級在籍生徒含まず

	学校名	上野台中				八景中				上野台+八景中			
		学年	1年	2年	3年	合計	1年	2年	3年	合計	1年	2年	3年
令和7年	学級数	1	1	1	3	4	5	5	14	5	6	5	16
2025年	生徒数	29	38	31	98	159	173	168	500	188	211	199	598
令和8年	学級数	1	1	1	3	5	4	5	14	6	5	6	17
2026年	生徒数	33	29	38	100	164	159	173	496	197	188	211	596
令和9年	学級数	2	1	1	4	6	5	5	16	7	6	5	18
2027年	生徒数	36	33	29	98	190	168	163	521	226	201	192	619
令和10年	学級数	1	2	1	4	5	6	5	16	6	7	6	19
2028年	生徒数	24	36	33	93	165	190	168	523	189	226	201	616
令和11年	学級数	1	1	2	4	5	5	6	16	6	6	7	19
2029年	生徒数	28	24	36	88	172	165	190	527	200	189	226	615
令和12年	学級数	1	1	1	3	5	5	5	15	6	6	6	18
2030年	生徒数	22	28	24	74	156	172	165	493	178	200	189	567
令和13年	学級数	1	1	1	3	5	5	5	15	5	6	6	17
2031年	生徒数	21	22	28	71	150	156	172	478	171	178	200	549
令和14年	学級数	1	1	1	3	5	5	5	15	6	5	6	17
2032年	生徒数	16	21	22	59	170	150	156	476	186	171	178	535
令和15年	学級数	1	1	1	3	5	5	5	15	5	6	5	16
2033年	生徒数	21	16	21	58	154	170	150	474	175	186	171	532
令和16年	学級数	1	1	1	3	6	5	5	16	6	5	6	17
2034年	生徒数	22	21	16	59	183	154	170	507	205	175	186	566
令和17年	学級数	1	1	1	3	6	6	5	17	7	6	5	18
2035年	生徒数	22	22	21	65	191	183	154	528	213	205	175	593
令和18年	学級数	1	1	1	3	6	6	6	18	6	7	6	19
2036年	生徒数	20	22	22	64	188	191	183	562	208	213	205	626
令和19年	学級数	1	1	1	3	6	6	6	18	7	6	7	20
2037年	生徒数	15	20	22	57	200	188	191	579	215	208	213	636
令和20年	学級数	1	1	1	3	6	6	6	18	6	7	6	19
2038年	生徒数	15	15	20	50	195	200	188	583	210	215	208	633
令和21年	学級数	1	1	1	3	6	6	6	18	6	6	7	19
2039年	生徒数	15	15	15	45	187	195	200	582	202	210	215	627

三田駅前市街地再開発事業(Cブロック)の影響を加味、開校年度(令和13年度)には35人学級  
令和8年度から順次35人学級へ移行 小学校から公立中学校への就学率を0.897と見込む

## ② 特別支援学級

上野台中学校と八景中学校の特別支援学級の学級数、及び今後の推移を下表に示します。  
特別支援学級児童生徒が現在と同一の学級で年次的に推移するものとして推計しています。

学校名	学級種別	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14以降
		学級数	学級数	学級数	学級数	学級数	学級数	学級数	学級数
上野台中学校 八景中学校 計	知的	1	2	2	3	2	2	2	6～8学級 程度で推移
	肢体	1	1	1	1	1	1		
	難聴	1	1	1	1	1	1	1	
	弱視							1	
	自情	2	2	2	2	3	2	2	
	計	5	6	6	7	7	6	6	

※特別支援学級の定員は種別ごとに8人で1学級

令和13年までで最大7学級と想定され、今後のピーク時の生徒数なども考慮し、令和14年以降、特別支援学級の学級数は6～8学級程度で推移すると推計します。

## 5 近年の学校施設整備の動向

### 5-1 国の動き

令和4年3月「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について 最終報告」、令和4年6月「中学校施設整備指針」の改定、令和5年「2050年カーボンニュートラルの実現に資する学校施設のZEB化の推進について」等、学校施設に関する整備方針や研究報告書が国より公表されています。

令和4年「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について 最終報告」では、5つの姿（学び、生活、共創、安全、環境）の5つの方向性がイメージとともに示されています。

#### 学び

- ・ 1人1台端末環境等に対応した机を配置し、多様な学習を展開できる教室環境の整備
- ・ 個別学習や少人数学習など柔軟に対応できる多目的スペース、学習支援、教育相談等の環境整備
- ・ 教職員のコミュニケーションやリフレッシュの場、映像編集空間の整備

#### 生活

- ・ 居場所となる温かみのあるリビング空間（木材利用等）
- ・ 空調設備の整備、トイレの洋式化・乾式化等

#### 共創

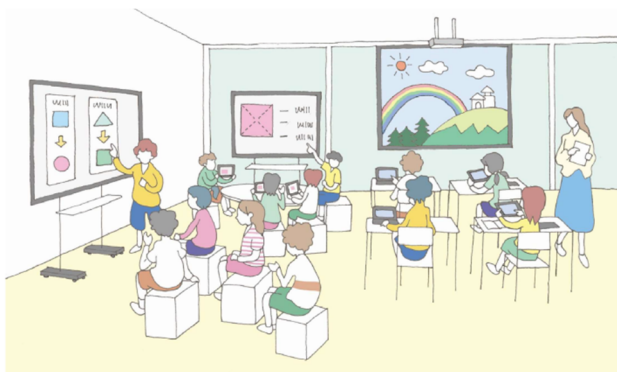
- ・ 地域の人たちと連携・協働していく活動・交流拠点として「共創空間」を創出
- ・ 地域の実情等に応じた他の公共施設等との複合化・共用化等

#### 安全

- ・ 安全・安心な教育環境を確保
- ・ 避難所として自家発電・情報通信設備、バリアフリー、水害対策等の防災機能を強化

#### 環境

- ・ 屋根や外壁の高断熱化や高効率照明等の省エネルギー化、太陽光発電設備の導入の促進により、ZEBを推進
- ・ 環境や地域との共生の観点から学校における木材利用を推進



【多様な学習活動を展開できる教室空間】

紙と黒板中心の学びから1人1台端末を文房具として活用し多様な学びが展開されていくイメージ



【読書・学習・情報のセンターとなる学校図書館】

学校図書館とコンピュータ教室と組み合わせて読書・学習・情報のセンターとなる「ラーニング・commons」のイメージ



【働き方改革を推進し、パフォーマンスを最大化する執務空間】  
 常時 ICT が活用できる環境を整備し、教職員が円滑に執務、打合せ、協働作業等ができる執務空間のイメージ



【学校と地域が支え合い協働していくための共創空間】  
 地域や社会の人たちと連携・協働し、ともに創造的な活動ができる共創空間のイメージ

「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」より

令和 5 年「2050 年カーボンニュートラルの実現に資する学校施設の ZEB 化の推進について」では、前年の「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について 最終報告」の環境について方向性が具体的な方法として示されています。

第 4 章 学校施設における ZEB 化実現手法 では、「ZEB 化推進の基本的な考え方」、「学校施設における ZEB 化実現の考え方」が具体的に示されており、下記の通りまとめられています。

## 「ZEB 化推進の基本的な考え方」

### 快適で健康的な室内環境の確保

- ・ 快適で健康的な室内温熱環境を確保することを前提に ZEB 化を推進

### 学校施設的环境教育への活用

- ・ 学校施設そのものが環境教育の教材として活用されることに留意して計画
- ・ エネルギーの使い方や導入した技術の仕組み等の「見える化」・「見せる化」

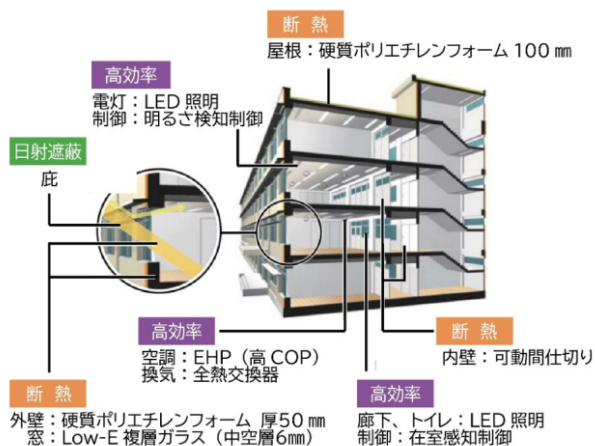
### 建物のライフサイクル全体を通じた CO2 排出量の削減

- ・ 断熱化や日射遮蔽等の建物性能の向上、設備機器の高効率化及び太陽光発電設備等の導入
- ・ 学校施設の木造化・木質化等自然との共生等を考慮した施設づくり

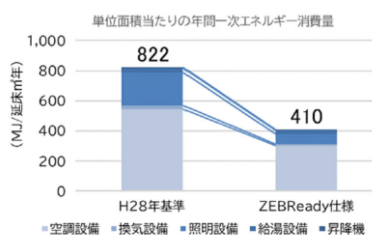
### 災害時の利用も見据えた防災機能強化

- ・ 外壁等の高断熱化等に伴う室内温熱環境の向上による避難住民の生活の質の向上
- ・ 再生可能エネルギー設備や蓄電設備の導入により避難所機能の継続にも有効

(参考) 校舎 (東京) における技術導入イメージ



## 学校施設における ZEB 化実現の考え方



「2050 年カーボンニュートラルの実現に資する学校施設の ZEB 化の推進について」より

## 5-2 近年の新設中学校施設整備の動向

### 校舎の配置

近年の新設された中学校は一文字型で並行配置の効率的な校舎配置ではなく、学習環境を重視した多様な形式の校舎配置（口の字型等）が採用される傾向があります。

### 普通教室

普通教室については、教科書の A4 サイズ化やタブレットの活用等により、従来の 600mm×400mm の机サイズ（旧 JIS 規格）では、机の上での作業が手狭になってきているため、一回り大きい 650mm×450mm の机サイズ（新 JIS 規格）が求められています。加えて、絵の具や体操服等の学校で使用する道具や、授業で使うモニター、タブレット保管庫等により、教室内のモノは増えており、教室内の移動やグループワーク等で机の並べかえがしにくい状況となっています。そのため、近年の中学校における普通教室の計画は、教室サイズの大型化（従来は 7.2m×9m や 8m×8m から 8m×9m 以上）や、背面ロッカーを教室の外へ配置して黒板を多方向に設ける等、教室の方向性をなくすような作り方をしている動向がみられます。

### 学校図書館や特別教室

これからの社会では、知識を選択し、組み合わせ、新しいことを創造することがより求められています。そのため、従来の学校図書館、PC 室のように個別の教室を整備するのではなく、様々な情報にふれる場、思考の場、交流の場を連続して設けるメディアセンター\*<sup>7</sup>として整備する学校が主流となってきています。また、壁や間仕切りをなくすことで、いつでも生徒が図書に触れ合うことができる学校も増えてきています。

生徒の自発的な学びを促すために、特別教室周りに教科オープンスペースを設け、教科の魅力を伝える展示や学習スペースを設置する学校もあります。

**\* 7 メディアセンター：**調べ学習やグループワーク、発表やプレゼンテーションに対応した学校図書館やコンピュータ室の機能を一体にし、様々な情報が集まるスペース。

### 特別支援教室

令和 4 年に改訂された「学校施設整備指針」では、障害のある生徒と障害のない生徒が共に学べる柔軟な計画が求められています。特別支援教室は、障害の状態や特性に応じて、保健室に隣接する環境や、普通教室から離れた静かな環境、普通教室に近く共に学びやすい環境等、生徒の状況に柔軟に対応できる環境づくりを行う学校が増えてきています。

### 職員室等の管理諸室

働き方改革に沿った教職員の働く環境の向上は、教職員自身だけでなく、生徒の教育の質の向上にもつながります。職員室の効率的なオフィス化（収納やコミュニケーションスペースの充実、フリーアドレス化）、談話コーナーのような打合せができるスペースの充実等、「快適で効率的なオフィス」のような職場環境を整備する学校が増えてきています。

### 地域関連諸室

地域全体で生徒の教育を支えていくために、コミュニティ・スクールの取り組みを充実させ、地域学校協働活動を推進します。学校の中だけで学びを完結することなく、様々な人や社会の課題と向き合う「外の学び」を推進していくため、地域と連携・協働したり、交流したりする空間や協働の成果を展示・発信するためのスペース等を設ける学校が増えてきています。

## 6 新統合中学校整備のコンセプト

教育に関する国・県等における施設整備の動向や、本市の上位計画（三田市総合計画、三田市教育大綱、三田市教育振興基本計画）並びに、上野台中学校と八景中学校がこれまで取り組んできた教育目標、近年の学校整備の動向、令和6年11月に実施した新統合中学校の基本構想・基本計画策定にかかるアンケートの結果等を踏まえ、本市における新統合中学校整備のコンセプトをまとめました。

このコンセプトは「新統合中学校のめざす教育」を整理し、施設整備の中で具現化するための「施設整備の基本方針」及び「具体的な施設整備の方向性」として示します。

### 6-1 新統合中学校のめざす教育

#### ① 自分の未来を拓き、たくましく生きる「確かな学力」の育成

変化の激しい不確実な時代において、自分の人生を切り拓いていくためには、生きて働く「知識・技能」、未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力」等の資質、能力を育成することが重要です。そのため新しい時代の教育として国から示された「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に進め、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて取り組んでいきます。

基礎・基本の知識・技能を習得するとともに、習得した知識・技能とこれまでに得た経験を組み合わせ、社会における様々な場面で主体的に判断し、他者と協働して課題を解決していくことができる力を育て、社会の中でたくましく生きていくための「確かな学力」の育成をめざします。

#### ② 互いの多様性を認め合い、共に生きる「豊かな人間性」の育成

統合により、多くの同級生や先輩、後輩ができるため、人との出会いを大切な機会ととらえ、互いのよさや多様性に気づき、認め合う教育を進めていきます。体育大会や文化祭の発表等、多くの仲間と共に創り上げる体験は、人として大きく成長できる重要な機会です。集団活動の体験を通して、ルールやマナーの大切さやコミュニケーション力を養い、社会における生活や人間関係をよりよく形成しようとする生き方を深め、自己実現を図ろうとする態度を養います。

また、一人一人を大切にする教育を推進し、生徒に寄り添い、認め、励まし合う中で、自己肯定感を高め、自尊感情を育てます。そして道徳教育や人権教育を通して、他者を思いやる心を育て、互いの人権を尊重し、共に生きようとする「豊かな人間性」の育成に努めます。

#### ③ 健康で安全に暮らすための「健やかな体」の育成

生涯にわたり健康で生きていくためには、運動の習慣を身につけることや、スポーツの楽しさを味わう体験が重要です。そのため体育授業の充実を図るとともに、学校生活全般において、生徒の体力や運動能力の向上をめざした取り組みや、スポーツに親しむきっかけづくりに取り組みます。

部活動の地域展開については、自分自身のやりたいスポーツや文化活動等に挑戦し、仲間とともに目標に向かって取り組む中で、心身ともに成長する重要な機会ととらえ、これまで各校で行ってきた部活動から地域クラブへ移行後も活動できる環境を確保していきます。

新統合中学校は近隣の中学校からも生徒が集まりやすい立地であり、その利便性を生かし、地域クラブ活動の一拠点として活性化を図ります。

また、三田の豊かな自然が育む「食」を通じて食育を充実させていきます。望ましい食習慣を育むとともに、心身の健康の保持増進や食の安全に対する意識を高め、自他の命を守り、健康で安全に暮らしていく態度の育成をめざします。

#### ④ ふるさとを愛し、「誇り」を持って生きる人材の育成

統合によって広がった校区の「歴史・文化」と三田の豊かな「自然」や「人々の暮らし」を通して、ふるさと三田に対する愛着や誇りを育てる教育を推進します。

両校区にある様々な歴史遺産や地域に受け継がれてきた伝統芸能、郷土の人物等に学ぶことを通して、「さんだっ子」としてのアイデンティティを育みます。

パスカルさんだやJ A三田営農総合センターと隣接しているメリットを活かし、地域の特産品のブランド向上、自然、生活環境の保全など、幅広い観点から農業の大切さを伝え、農業への理解、地域への愛着、郷土愛の醸成につなげます。

また、新統合中学校の立地を生かし、自然、文化、福祉、防災等の様々な関係機関との連携を通して多様な学びを深め、地域の一員として、ふるさとに誇りを持って生きようとする態度を育成していきます。

## 6-2 施設整備の基本方針

### ① 生徒の主体性・可能性を引き出す学校づくり

- ・多くの仲間の中で、多様な考えを学び、他者と協働できる環境をつくります。
- ・大きな集団で活動できる環境をつくります。
- ・様々な学びや活動に挑戦できる環境を整え、自分の好きなことを発見し、主体的に学ぶことができる環境をつくります。
- ・多様な学びやよりよい授業づくりのために、教職員の執務空間を充実させ、生徒の学びの質を高め、主体性・可能性を引き出す環境づくりに努めます。

### ② 安全安心でみんなが通いたいと思える学校づくり

- ・生徒一人一人が自分の居場所があると思える居心地のよい環境をつくります。
- ・多様な子どもたちの課題やニーズを踏まえ、一人一人に応じた個別最適な学びができる環境をつくります。
- ・生徒を見守る大人の目が全体に行き届く、学校をつくります。
- ・誰もが利用しやすいユニバーサルデザインの学校をつくります。
- ・安心して学校生活を送れるよう、各居室に空調設備を整備し、トイレの洋式化、乾式化等の衛生環境の向上を図ります。
- すべての生徒が、安心して通学できる環境を整えます。
- 豊かな自然の中で周辺環境と調和のとれた、災害にも強い安全安心な学校をつくります。

### ③ 心身の調和のとれた発達を促す学校づくり

- ・プライバシーや人権に配慮した学校をつくることにより、生徒の人権意識を育む環境づくりを進めます。

- ・部活動の地域展開後も、両校の文化スポーツ活動がこれまで通りできる環境を整えます。
- ・屋内外を問わず、競技及び練習に必要な広さを確保します。
- ・三田の魅力ある「食」を通じた「食育」を推進し、心身ともに調和のとれた発達を促します。

#### ④ 三田らしさの中で郷土愛を育む学校づくり

- ・「まち」と「さと」が融合した三田の景観に調和する学校をつくります。
- ・両校のよさや生徒がこれまで大切にしてきた取り組みを継承し、教育活動に生かします。
- ・生徒の豊かな学びを支えるために、コミュニティ・スクールの取り組みをさらに充実させ、学校、家庭、地域が連携・協働できる環境をつくります。
- ・近接する教育施設や公共施設等との連携など、立地を生かした学習活動に取り組みます。
- ・「さんだっ子」としてのアイデンティティを育むため、歴史や先人、風土から学ぶふるさと学習や創作活動などの多様な学びができる環境をつくります。

### 6-3 具体的な施設整備の方向性

#### ① 多様な学びに柔軟に対応できる学習環境

##### 普通教室等

- ・1人1台端末と高速大容量ネットワーク環境による多様な学習活動ができるようにします。
- ・タブレット端末を使用しても学習しやすい机上の広さを確保します。
- ・教室の方向性をなくすなど、多様な学習形態に対応できるよう工夫するとともに、学年ごとの落ち着いた学習環境(学年ユニット)をつくります。
- ・ロッカーや収納スペース等を確保するとともに、普通教室に隣接し、様々な単位のグループで多目的に使えるオープンスペースや少人数学習等で使用できる教室を学年ごとに整備します。
- ・採光を十分にとる等、明るく快適な学習環境をつくります。

##### 【アンケートの意見】

広い教室・きれいな教室・居心地のよい（楽しい、落ち着く、授業や様々な学習に集中できる環境等）・明るく開放的・片付けしやすい教室・空調の設置・ロッカーを大きく・机が広くてタブレット端末が使用しやすい・荷物が入らず床に荷物があふれる・十分な収納スペース（ロッカー以外にも）・舞台や集会や演劇などを行える・クラス学年関係なく集まれる広いスペース・多目的に使えるスペース・学年のフロアに生徒が全員入れるホール・多様な学びができる場所 など

##### 特別教室

- ・教科の教育内容に応じた専門の設備や備品を導入し、それらの機能を活かせる特別教室をつくります。また、他の教科との連携を図る環境づくりについても検討します。
- ・プロジェクターや大型提示設備等の ICT 設備を活用し、多角的な学習や活動が展開できる環境をつくります。

##### 【アンケートの意見】

音楽室の充実・空調の設置・専門的な設備の充実  
（理科学習に興味を持てる室内レイアウトでラボ風）など

## 学校図書館等

- ・ 図書のみではなく、ICT を活用することで、「調べる、まとめる、発表する」などの学習活動を効果的・効率的にできるようにします。
- ・ 学校の中心に配置するなどして、生徒たちが行きやすく、いつでも利用できるようにします。
- ・ 自分のペースで本が読める空間や自習スペース等を設けることで、生徒一人一人の進度に合わせた学習や、落ち着ける居場所となるように整備します。
- ・ 衝立のある机等、個人での学びができる環境や、組み合わせテーブル等を設け、様々なグループでの学習活動を支える環境をつくります。
- ・ 大階段を設け、グループ学習などの様々な学習形態や発表の場としても活用します。
- ・ バスの待ち時間やテスト前の自習等、放課後も使える学校図書館や、友だちと交流できる共用スペースを確保します。

### **【アンケートの意見】**

様々な種類の本がたくさんある・いつでも自由に使える、放課後も使える・興味関心に応じた学びができる・落ち着いた環境や自習スペース・1階や玄関に近く使いやすい・個人の学習やグループ学習ができる・放課後でも使える学校図書館・放課後に勉強できるスペース

## ② **インクルーシブ・ユニバーサルデザイン・ダイバーシティ等へ対応した環境**

### 特別支援教室

- ・ 個に応じた指導に必要な施設や備品を備え付け、教育環境の充実を図ります。
- ・ 「共に生きる」心を育む教育を進めるため、特別支援教室と普通教室を近接させ、生徒同士が交流しやすい環境をつくります。
- ・ 特別支援学級同士の連携が図れ、様々な対応ができるように、特別支援教室のまとまりを重視します
- ・ エレベーターの近くに教室を配置し、生徒へのサポートが行いやすい環境をつくります。

### **【アンケートの意見】**

特別支援教室の充実・みんなに優しいバリアフリー環境

### 個別学習や相談できるスペース

- ・ 保護者が利用しやすい相談室を設置します。
- ・ 不登校の生徒への対応や外国にルーツを持つ生徒への日本語指導等、様々な個別学習に対応できる教室（通級教室や個別指導室）や、教育相談等に対応できる環境を整備します。

### **【アンケートの意見】**

気軽に個別相談できる環境・不登校生徒をサポートできる環境

## **保健室**

- ・静かで安心して休むことができる保健室とします。
- ・救急対応できるように、保健室と職員室、グラウンド等との位置関係を考慮するとともに、救急車両などの動線にも配慮します。
- ・シャワールームを設置するとともに、発熱や感染症等に対応できるスペースについても検討します。

### **【アンケートの意見】**

きれい・自由にいける・トイレに近い・職員室に近い、保健室のような休めるスペース

## **トイレ・手洗い等**

- ・ドライ式トイレとし、現代の住環境に合わせ必要に応じて洋式トイレ等を設置します。
- ・衛生面やコロナ等の感染症対策として、水道蛇口の非接触化を行います。
- ・外部に面し、光や風が入る居心地の良い空間とします。
- ・トイレの入口から中が見通せないようプライバシーに配慮します。
- ・ユニバーサルデザインによる施設整備を進め、バリアフリートイレ等、多様な性への対応についても考慮します。
- ・男女別の更衣室を設け、プライバシーに配慮します。

### **【アンケートの意見】**

きれい・清潔・現代的なトイレ（洋式やウォシュレット）・明るく広い・自動洗浄・快適で使いやすく、掃除しやすい・プライバシーへ配慮した安心感・ジェンダーレスにも対応、鏡がほしい

## **廊下・階段・交流スペース**

- ・衝突防止のため、十分な広さを持ち、死角の少ない廊下や階段にします。
- ・階段、廊下等の必要なところには手すりを設置します。
- ・校内の移動では段差がなく、エレベーターも使いやすい位置に配置します。
- ・共用部は外部に面し、十分な採光をとり、温かみのある空間とします。

### **【アンケートの意見】**

移動しやすい・安全（衝突、滑り、落下防止）・広い・きれいで、明るく、温かみのある・バリアフリー・死角のない・空調の設置

## **③ 安全に安心して運動できる環境**

### **グラウンド、校庭**

- ・サッカーや野球、陸上競技などの各競技ができるように、競技スペースに配慮したグラウンドを計画します。テニスコートは、これまで両校に整備していたコート数を確保します。
- ・大人数の参加による体育大会等が開催できるよう、競技スペースと観覧スペースが配置できる必要な広さを確保します。
- ・管理棟（職員室・保健室等）からグラウンド全体が見渡せるように配置します。

- ・グラウンド、校庭には、利用者の安全確保や周辺環境への対策として、防球ネットを設置します。

#### 【アンケートの意見】

広くて、様々な運動が同時にできる・校舎と近く、行き来しやすい・安全なグラウンド・水はけがよい・トイレが近くてきれい・日除けスペース

### 体育館・武道場・プール

- ・体育館には、表現活動や発表会、式典にも対応できるよう常設ステージを設置します。
- ・体育館は様々な運動が同時にできるよう必要な競技スペースを確保するとともに、災害時の避難所として活用することを想定します。
- ・武道場は柔道と剣道のどちらも行える施設として整備します。
- ・プールは6レーンのプールを整備します。
- ・熱中症対策として空調を完備し、地域スポーツ活動等に対応するため、飲料水の自動販売機の設置を検討します。

#### 【アンケートの意見】

空調の設置・広くて、様々な運動ができる運動やクラブ活動ができる体育館・運動設備の充実・ステージがあり、発表会などができる・安全な体育館・避難所としての活用想定・広いプール・飲料の自動販売機設置

## ④ 安全・安心な学校

- ・構造体の耐震化のみならず、天井や外壁等の安全対策など、学校施設全体の安全性の確保に努めます。
- ・校舎内外の死角をできる限りなくすことや、不審者対策として防犯カメラを設置します。
- ・生徒の動線と来校者等の動線を整理し明瞭なセキュリティラインを設定するとともに、学校と地域のコミュニケーションや交流を促進する開かれた空間をつくります。
- ・転落防止策として、2階以上の窓の開閉制限や二重手すりの設置等を検討します。
- ・地域の防災拠点として、避難所機能を兼ね備えます。
- ・地盤の嵩上げ等による浸水対策を行うほか、災害時に生徒の引き渡しができるよう、自動車の動線についても検討します。
- ・備蓄倉庫を体育館に隣接し設置します。
- ・インフラが停止しても一定期間避難所機能を維持できるよう、マンホールトイレ等の整備を検討します。
- ・長期にわたり避難所となることも想定し、大型車両等での避難物資の搬入を見据え、門巾を確保します。
- ・維持管理しやすい構造や諸室の配置を考慮します。

#### 【アンケートの意見】

安心・安全に過ごせる・防犯面の強化（防犯カメラやセキュリティゲート等）・職員が目が行き届く  
・地域の防災力向上・体育館への空調設置・避難所機能の充実

## ⑤ 通学や保護者利用を想定した駐車場・駐輪場の整備

- ・ 歩行者、自転車、自動車の動線を分離する配置計画によって安全を確保します。
- ・ スクールバスにも対応できる駐車場を計画します。
- ・ 生徒、教職員の他、保護者、地域住民の利用や来客等を想定した必要な台数の駐車場及び駐輪場を確保します。

### 【アンケートの意見】

通学しやすい場所・駐輪場、駐車場の充実・歩車分離による安全

## ⑥ 環境への配慮

- ・ 脱炭素社会の実現に向けて、学校施設の省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入を推進します。
- ・ 屋根や外壁の高断熱化や高効率照明の導入などの省エネルギー化、太陽光発電など再生可能なエネルギーの導入等を積極的に進めるとともに、子どもたちの環境教育の充実に努めます。
- ・ 木材の内装利用によって、断熱性や調湿性に優れ、温かみのある生活空間をつくります。

### 【アンケートの意見】

環境問題に配慮、太陽光パネルの設置・快適で過ごしやすい・木が使われていて温かみのある木のぬくもりが感じられる校舎

## ⑦ 教職員が働きやすい環境

### 職員室

- ・ 教職員が効果的・効率的に授業の準備や研修、様々な校務等が行えるよう、必要な広さを確保します。
- ・ 各係の打合せや共同作業等が円滑に行うことができるよう、テーブル等を設置するスペースを確保します。

### 【アンケートの意見】

相談しやすい、入りやすい職員室・働きやすい職員室・職員室の充実・休憩室や更衣室の充実

## ⑧ 地域や学校の歴史・風土を大切に作る学校

- ・ 豊かな自然や歴史風土、人々の暮らし、営み等の学びを通して発見したふるさとのよさや学びの成果を発信していくための発表の場や、展示スペース、コーナー等の設置を検討します。
- ・ 市花や校木の植樹をはじめ、四季を通じて季節を感じる校内緑化に努め、自然豊かな学校をつくります。

### 【アンケートの意見】

地域と交流できる・地域と良好な関係をつくる・上野台中学校と八景中学校のそれぞれのよさを活かす・両校の歴史や思い出を伝えていくスペース・アサギマダラなど自然に配慮

## 7 敷地条件・現況整理

### 7-1 敷地概要

敷地は川除地区の武庫川南側の地域で、両中学校の中間付近に位置しており、八景中学校の生徒が徒歩または自転車で、上野台中学校の生徒がバスで安全に通える場所です。現在は農地、一部太陽光発電装置等が設置されています。敷地東側はJA パスカルさんだや総合福祉保健センター等があるシビックゾーン地区に隣接しています。敷地南側や北側には住居や店舗もありますが、一定以上の距離があり、周辺住民への影響は少ない場所です。敷地の南側には県道、敷地東側には市道が通り、交通アクセスも良好です。

敷地の位置	三田市川除地内
校地面積	30,291 m <sup>2</sup>
用途地域	市街化調整区域(農業振興地域 農用地区域)
建ぺい率	60%
容積率	100%
日影規制	4 時間、2.5 時間 測定面の高さ 4m
防火地域	指定なし
景観地域	三田市市街地周辺景観計画
屋外広告規制	第三種禁止地域、許可地域

付近見取図 (S=1/10000)



## 7-2 現況整理

### ①周辺インフラ状況

周辺道路	東側：市道三輪川除武庫川線（建築基準法第 42 条 1 項 1 号） 南側：一般県道黒石三田線（建築基準法第 42 条 1 項 1 号）
ガス	都市ガス等
上水道	図示（次項、現況配置図参照）
下水道	図示（次項、現況配置図参照）

### ②周辺状況写真

※次項、現況配置に写真撮影位置を記載



①西側から敷地を望む



②東側から敷地を望む



③市道と敷地の東境界付近



④水路と敷地の東境界付近



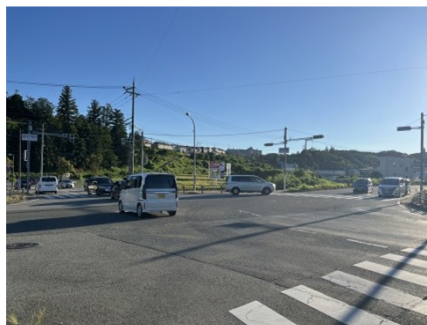
⑤農道から敷地（北方向）を望む



⑥水路と敷地の西境界付近



⑦総合庁舎前交差点から  
東南方向を望む



⑧総合庁舎前交差点から  
南西方向を望む



⑨総合庁舎前交差点から  
北西方向を望む



⑩総合庁舎前交差点から  
西方向を望む



⑪県道から東方向を望む



⑫県道から西方向を望む



⑬県道の歩道から東方向  
を望む



⑭市道から南方向を望む



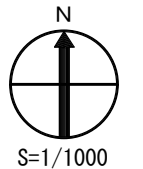
⑮市道から北方向を望む

③ 現況配置図 S=1/1000



28

- 上水道
- 下水道
- ← ○ 写真アングル



## 8 設計と条件の整理

### 8-1 土地利用条件の整理

#### ①敷地及び周辺環境

・学校敷地及び敷地周辺は、現在、農地であり、日影の影響等も考慮し、近隣農業と調和した学校建設を進めるとともに、農業振興への影響等にも配慮した計画とします。

#### ②敷地レベルと周辺からのアクセスの関係

- ・県道、市道からの農地への動線確保とともに、生徒のランニングコースや学校への北側からのアプローチを可能とするため、学校北側及び西側に幅員約4mの道路を整備します。
- ・学校敷地は水害対策として、現農地高さより2～3m程度盛土を行い、周辺道路と学校敷地の間には必要に応じて擁壁を設けます。校舎、体育館の地盤面は想定最大規模降雨による浸水深（1000年確率）を考慮し、現農地高さより3m程度高くします。
- ・駐車場は県道からアクセスできるよう、県道高さから少し高く整備します。
- ・グラウンドの高さは、兵庫県総合治水条例による重要調整池として利用するため、校舎高さから1.0～1.5m程度低くします。

#### ③通学方法に合わせた動線計画

- ・通学方法は、八景中学校区は徒歩、自転車での通学を想定し、上野台中学校区はスクールバスによる通学を想定します。
- ・徒歩、自転車通学のため、正門は可能な限り総合庁舎前交差点から近い位置に設けます。
- ・自転車駐輪場は、正門と校舎の間の利用しやすい位置に設けます。八景中学校区からの利用及び、クラブ活動の地域展開に伴う他校区からの利用も想定し、70台の駐輪スペースを設けます。
- ・スクールバスによる登校はマイクロバス利用を想定し、4台の乗降スペースを確保します。スクールバスの校内の通行は、徒歩、自転車通学の動線の交錯がないように、正門とは別に設ける通用門を使用します。乗降スペースは生徒の安全を考え、バックをしない一方通行とし、雨天時でも利用できるように屋根を設けます。
- ・駐車場は職員、来客用として90台確保し、うち3台は障害者専用駐車場とします。また、スクールバスの乗降スペースとは別にスクールバス4台の駐車スペースを確保します。
- ・自動二輪車駐輪場は、職員・来客用として9台設けます。

#### ④グラウンドの利用計画

- ・グラウンドは、軟式野球、ソフトボール、サッカーの各競技が可能となるよう、各競技基準の広さを確保し、陸上競技に必要な200mトラック、100m直線路や鉄棒、走り幅跳びでの利用ができるよう整備します。
- ・グラウンドとは別にテニスコートを4面整備します。
- ・グラウンドにはメンテナンス車両等が駐車場から出入りできるよう校舎側からのスロープを設置します。

- ・グラウンドには、利用者の安全確保や周辺環境への対策として、防球ネットを設置します。

## 8-2 施設の基本構成

### ①普通教室・特別支援教室

- ・普通教室は20クラスを想定し、普通教室に転用可能なオープンスペース1室と新学習室1室、トイレ、男女更衣室で学年ユニットを構成します。
- ・普通教室のロッカーは廊下に設けます。教室は正面だけでなく、背面利用も考慮するとともに、廊下との間仕切りも含めて、個別最適で協働的な学びが実現できる環境を整備します。
- ・特別支援教室はまとめて配置するとともに、交流及び共同学習への参加を考慮して、普通教室に近い位置に配置します。
- ・特別支援教室の教室サイズは、年度ごとに変わる障害種別や人数等に対応できるよう、通常サイズの教室とハーフサイズの教室を複数設けます。
- ・特別支援教室付近には、バリアフリートイレやシャワースペースを設けた特別支援教室専用のトイレを設けます。

### ②特別教室

- ・特別教室は普通教室から利用しやすい位置とし、各特別教室が隣接して緩やかに繋がることで、教科を超えた創造的な学びを促すよう配置するとともに、教科横断的に学ぶことも意識し、学校図書館、PC室や1、2階をつなぐ大階段を生徒が普段から利用しやすい学校の中心に設け、各特別教室との連携を考慮した動線計画とすることで、生徒の知的好奇心を育む空間とします。
- ・セキュリティゾーンを意識しつつ、1階に音楽・技術室、2階に美術・理科・家庭科室を集約し配置します。

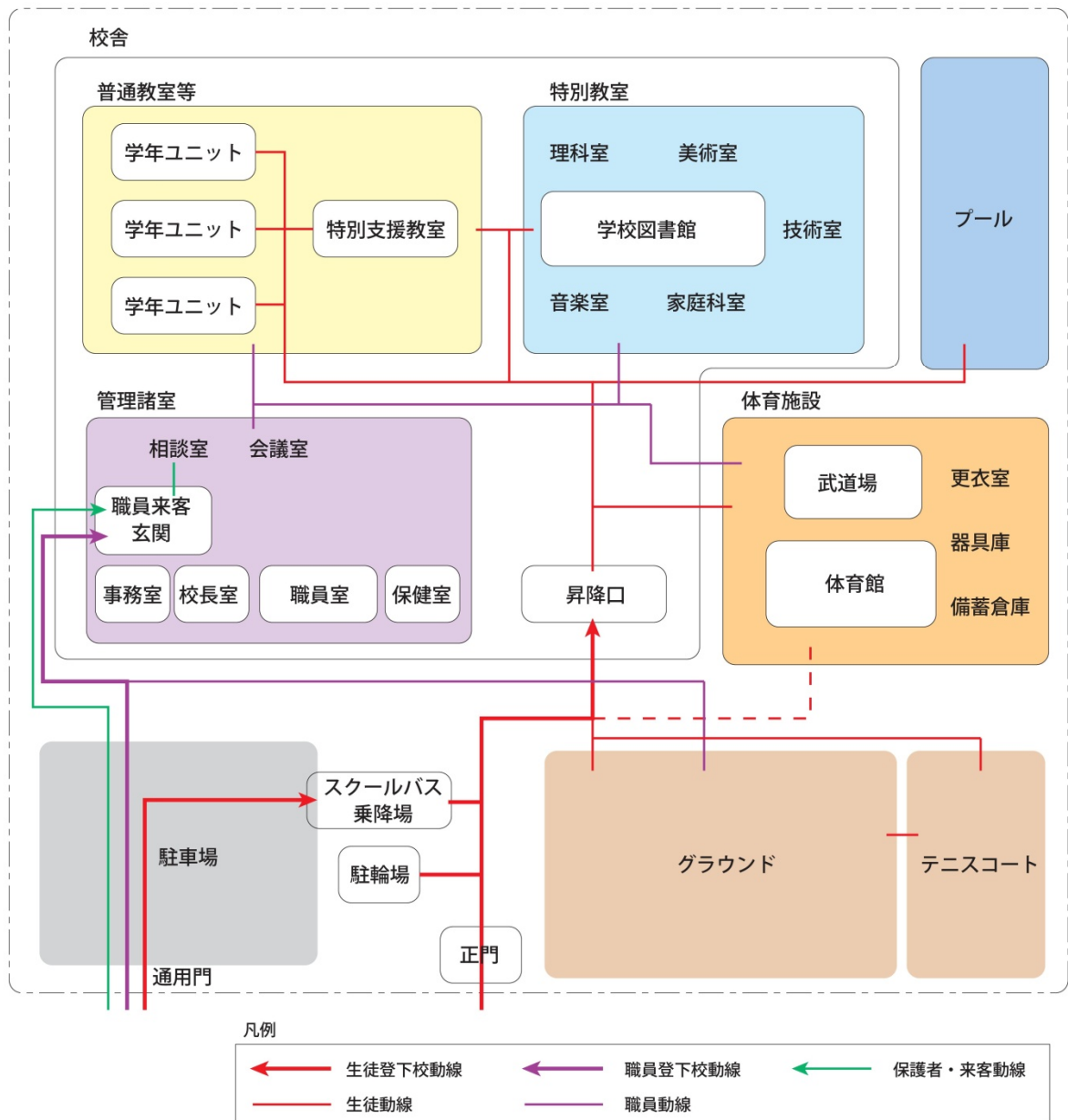
### ③管理諸室

- ・管理諸室は、生徒の利用するエリアと分かれるように配置します。
- ・職員室や保健室はグラウンドや正門に近い位置とし、防犯だけでなく、緊急時の対応に配慮します。保健室前には緊急車両が駐車できるスペースを確保します。
- ・管理諸室には、保護者等の来客対応も考慮し、相談室を来客玄関から近い位置に配置します。

### ④体育施設

- ・体育施設である体育館、武道場は校舎から行きやすい動線とするとともに、クラブ活動等は直接外部から利用できるようにします。
- ・武道場は有効利用の観点から2階に配置し、多目的室、集会室等としても活用することを想定します。また、武道場の下(1階部分)はピロティとし、雨の日でも運動や練習が可能なスペースとして活用することを想定します。
- ・休日の体育館、武道場のみ利用も想定したセキュリティラインを構成するとともに、トイレや更衣室を適切に配置します。
- ・校舎から行きやすい位置にプール関連の諸室を設けます。

## ⑤施設の基本構成と動線イメージ



## 9 施設配置計画の検討

### 9-1 車両出入り経路の検討

敷地は、東側に市道三輪川除武庫川線、南側に県道黒石三田線が通っており、スクールバスや職員の通勤における敷地への各道路からの出入りについて、スクールバスの運行ルート(登校時)を下記①、②のとおりと想定し、比較検討を行いました。

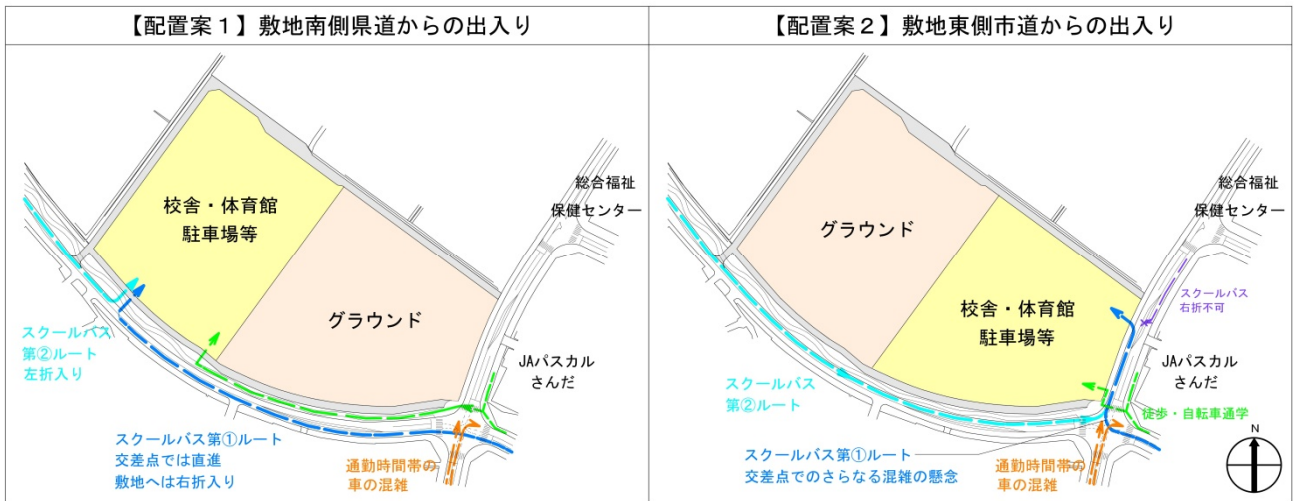
#### 第①ルート

県道三田後川上線⇒三輪(交差点)直進⇒嶋ノ西市役所線⇒三田大橋西(交差点)右折  
⇒県道黒石三田線

#### 第②ルート

有馬富士公園口(交差点)⇒(市道・県道)有馬富士公園線⇒新三田駅前(交差点)直進  
⇒ウッディタウン東口(交差点)左折⇒県道黒石三田線

出入口	スクールバスルート	評価	結論
【配置案1】 敷地南側 県道(黒石 三田線)か らの出入 り	第①ルート 県道黒石三田線 ⇒総合庁舎前(交差点)直進 ⇒敷地内へ右折で進入 第②ルート 県道黒石三田線 ⇒松山堤(交差点)直進 ⇒敷地内へ左折で進入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・右折、左折のいずれの方法の進入でも可能であり、朝の通勤時間帯(7:30~8:30)におけるスクールバスや教職員の通勤において、総合庁舎前交差点南側の市道横山天神線の混雑への影響はほとんどないと考えます。</li> <li>・通学してくる生徒との動線が明確に分離できるため、生徒との交錯がなく、安全性が確保できます。</li> <li>・この時間帯は総合庁舎前交差点から県道黒石三田線を西に向かう車は比較的少なく、右折進入であっても、車の通行への影響は少ないと考えます。</li> <li>・進入時と同様、敷地から出る場合も右折、左折の両方が可能で、市道からの出入り案と比較すると利便性が格段に高まります。</li> </ul>	○
【配置案2】 敷地東側 市道(三輪 川除武庫 川線)か らの出入 り	第①ルート 県道黒石三田線 ⇒総合庁舎前(交差点)右折 ⇒三輪川除武庫川線 ⇒敷地内へ左折で進入 第②ルート 県道黒石三田線 ⇒総合庁舎前(交差点)左折 ⇒三輪川除武庫川線 ⇒敷地内へ左折で進入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合庁舎前交差点南側の市道横山天神線において、朝の通勤時間帯(7:30~8:30)に直進、右折とも車の混雑が見られます。</li> <li>・そのため、スクールバスや教職員の通勤において、市道三輪川除武庫川線から敷地に進入する場合は、登校してくる生徒との交錯や、車の通行を一時的に妨げ、さらなる混雑を招く懸念が残ります。</li> <li>・市道三輪川除武庫川線から、敷地内への右折での進入は、進入レーンの切り替え場所と重なるため困難です。</li> <li>・進入時と同様、敷地から出る場合も右折で出ることが困難(左折のみ)なため、大変不便な環境となります。</li> </ul>	×



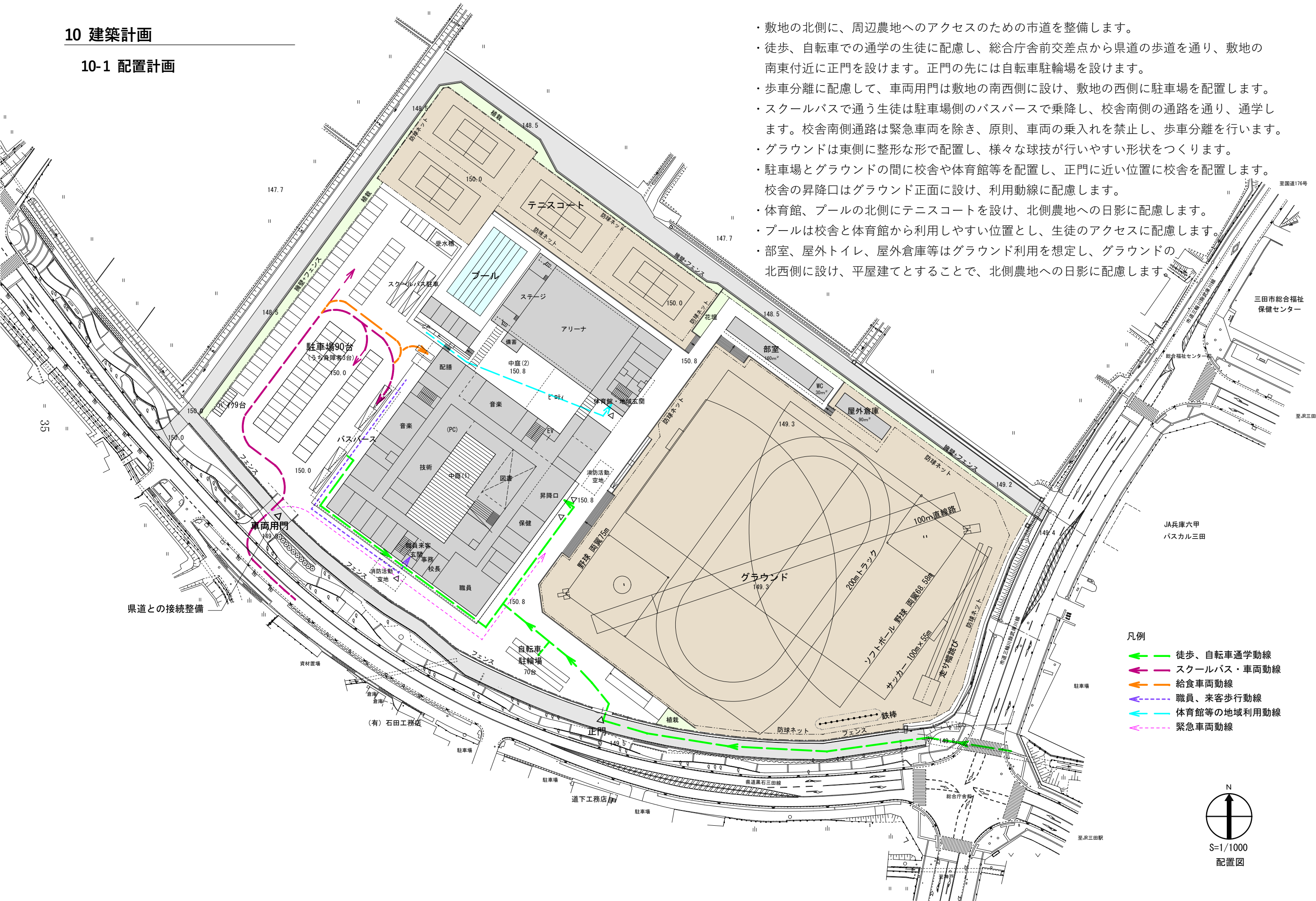
## 9-2 土地利用計画の検討

敷地の土地利用の観点から、駐車場、校舎、体育館、グラウンド、テニスコート、正門の配置について、3案検討を行いました（次項参照）。検討にあたり、グラウンドは様々な競技を行うため、整形な形として検討を行いました。検討の結果、【配置案1-A】（南側県道からの出入り）を基に基本計画を行いました。

		【配置案 1-A】（南側県道からの出入り）	【配置案 1-B】（南側県道からの出入り）	【配置案 2】（東側市道からの出入り）
配置案				
農地への影響		○ 建物の北側にテニスコートと市道があるため、春秋分の8時～16時において建物の日影を北側農地に落とさない。	× 敷地の北側に建物が集中しており、春秋分の8時～16時において建物の日影を北側農地に落とす。	○ 建物の北側に駐車場と市道があるため、春秋分の8時～16時において建物の日影を北側農地に落とさない。
敷地への出入り 登下校の動線、 安全性等	総合	○	△	×
	敷地への出入り	9-1 車両出入り経路の検討を参照 ○	9-1 車両出入り経路の検討を参照 ○	9-1 車両出入り経路の検討を参照 ×
	徒歩・自転車でのアクセス等	徒歩、自転車通学者は、南側県道の歩道に面した正門から、敷地内にアクセス。正門が交差点よりやや遠いため、交差点付近での滞留や混雑が緩和され【配置案 2】と比較して登下校時の指導もしやすい。正門から校舎入口までの距離も近い。○	徒歩、自転車通学者は、南側県道の歩道に面した正門から、敷地内にアクセス。正門が交差点よりやや遠いため、交差点付近での滞留や混雑が緩和され【配置案 2】と比較して登下校時の指導もしやすい。【配置案 1-A】に比べて正門から校舎入口までの距離が遠い。△	徒歩、自転車通学者は、東側市道の歩道に面した正門から、敷地内にアクセス。正門が交差点に近く、交差点付近での滞留や混雑が想定される。登下校時の指導は、【配置案 1-A】【配置案 1-B】と比較して行にくい。正門から校舎入口までの距離は比較的近い。△
スクールバスの動線等	スクールバスは南側県道の車両用門から敷地内に入り、スクールバス乗降場で乗降。乗降場から校舎入口までは比較的近く、歩車分離可能。スクールバス駐車場や乗降場にバックせずに駐停車できるため、非常に安全性が高い。○	スクールバスは南側県道の車両用門から敷地内に入り、スクールバス乗降場で乗降。乗降場から校舎入口までは比較的近く、歩車分離可能。スクールバスは駐車場兼乗降場にバックで駐停車する必要があり、敷地内での安全性が【配置案 1-A】より劣る。△	スクールバスは東側市道の車両用門から敷地内に入り、スクールバス乗降場で乗降。乗降場から校舎入口までは少し歩くが、歩車分離可能。スクールバスは駐車場兼乗降場にバックで駐停車する必要があり、敷地内での安全性が【配置案 1-A】より劣る。△	
周辺道路への影響		○ スクールバスが南側の県道から敷地内に入るため、朝の市道の混雑への影響は少ない。	○ スクールバスが南側の県道から敷地内に入るため、朝の市道の混雑への影響は少ない。	×
グラウンドと校舎、体育館、武道場との位置		○ グラウンドは校舎入口の正面にあり、校舎からもアクセスしやすい。グラウンドは体育館や武道場とも近く、行事の際などは相互利用しやすく、利便性が高い。	×	○ グラウンドは校舎入口から比較的近く、校舎からアクセスしやすい。グラウンドは体育館や武道場とも近く、行事の際などは相互利用しやすく、利便性が高い。
プールの配置		○ プールは、敷地内側に配置できるため、プライバシーの確保が【配置案 1-B】に比べて容易。	△ プールは、敷地西側への配置となり、外部、駐車場からのプライバシーの確保への対策が【配置案 1-A】【配置案 2】以上に必要。	○ プールは、敷地内側に配置できるため、プライバシーの確保が【配置案 1-B】に比べて容易。
テニスコートの形状		△ テニスコートの配置が【配置案 1-B】【配置案 2】と比べてやや劣る。	○ テニスコートは4面平行に配置でき、管理もしやすい。	○ テニスコートは4面平行に配置でき、管理もしやすい。
総合評価		○ テニスコートの配置が他案と比べてやや劣るが、周辺の農地、道路等の影響及び、グラウンドと建物の関係性、登下校動線の距離や安全性に他案より優れている。	×	×
			北側の農地へ春秋分時で日影を落とすため、周辺環境への影響が大きい。（不採用）	市道からの車両出入り、右折での入出庫ができないなど、日々の課題が大きく、また、交差点付近での滞留や混雑が想定される等、周辺道路への影響が想定される。（不採用）

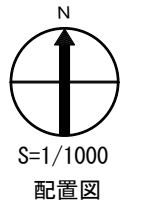
# 10 建築計画

## 10-1 配置計画



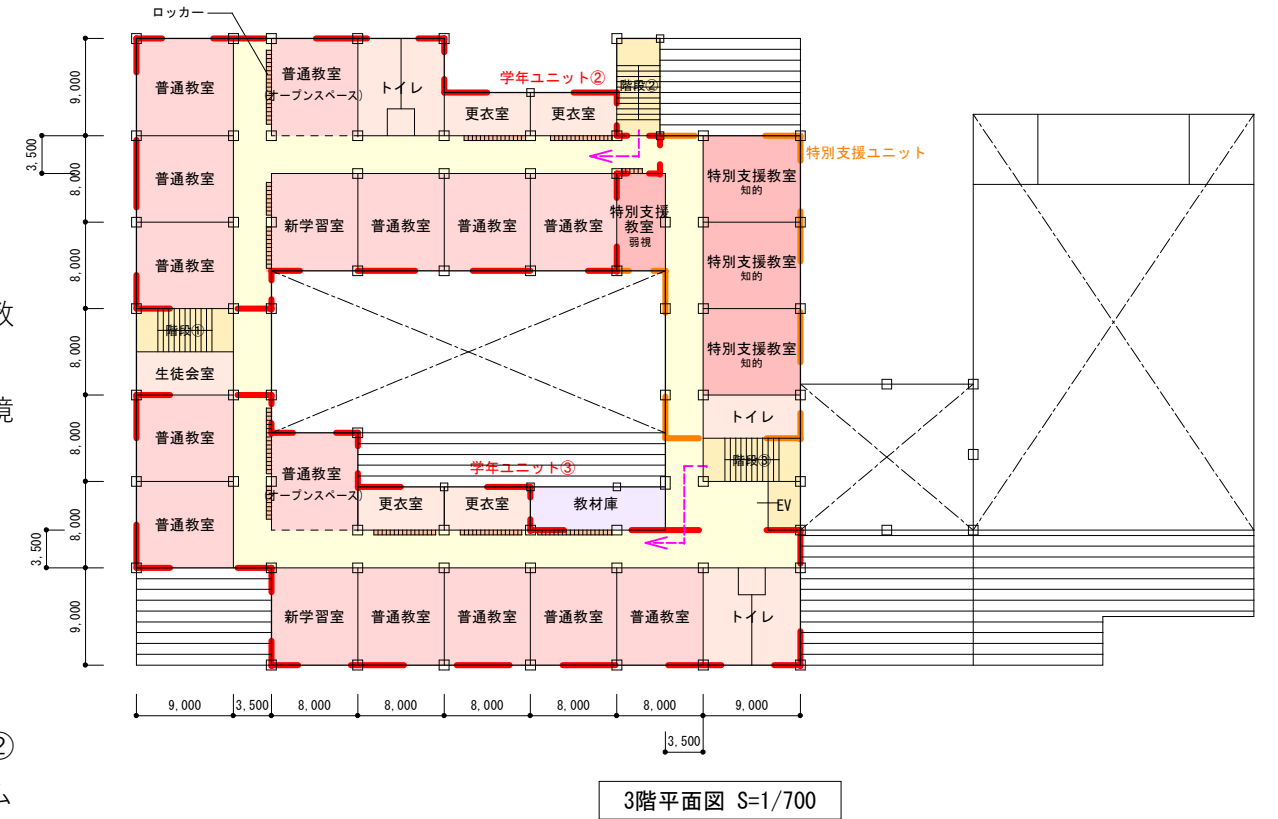
- ・敷地の北側に、周辺農地へのアクセスのための市道を整備します。
- ・徒歩、自転車での通学の生徒に配慮し、総合庁舎前交差点から県道の歩道を通り、敷地の南東付近に正門を設けます。正門の先には自転車駐輪場を設けます。
- ・歩車分離に配慮して、車両用門は敷地の南西側に設け、敷地の西側に駐車場を配置します。
- ・スクールバスで通う生徒は駐車場側のバスバースで乗降し、校舎南側の通路を通り、通学します。校舎南側通路は緊急車両を除き、原則、車両の乗入れを禁止し、歩車分離を行います。
- ・グラウンドは東側に整形な形で配置し、様々な球技が行いやすい形状をつくります。
- ・駐車場とグラウンドの間に校舎や体育館等を配置し、正門に近い位置に校舎を配置します。校舎の昇降口はグラウンド正面に設け、利用動線に配慮します。
- ・体育館、プールの北側にテニスコートを設け、北側農地への日影に配慮します。
- ・プールは校舎と体育館から利用しやすい位置とし、生徒のアクセスに配慮します。
- ・部室、屋外トイレ、屋外倉庫等はグラウンド利用を想定し、グラウンドの北西側に設け、平屋建てとすることで、北側農地への日影に配慮します。

- 凡例
- 徒歩、自転車通学動線
  - スクールバス・車両動線
  - 給食車両動線
  - 職員、来客歩行動線
  - 体育館等の地域利用動線
  - 緊急車両動線

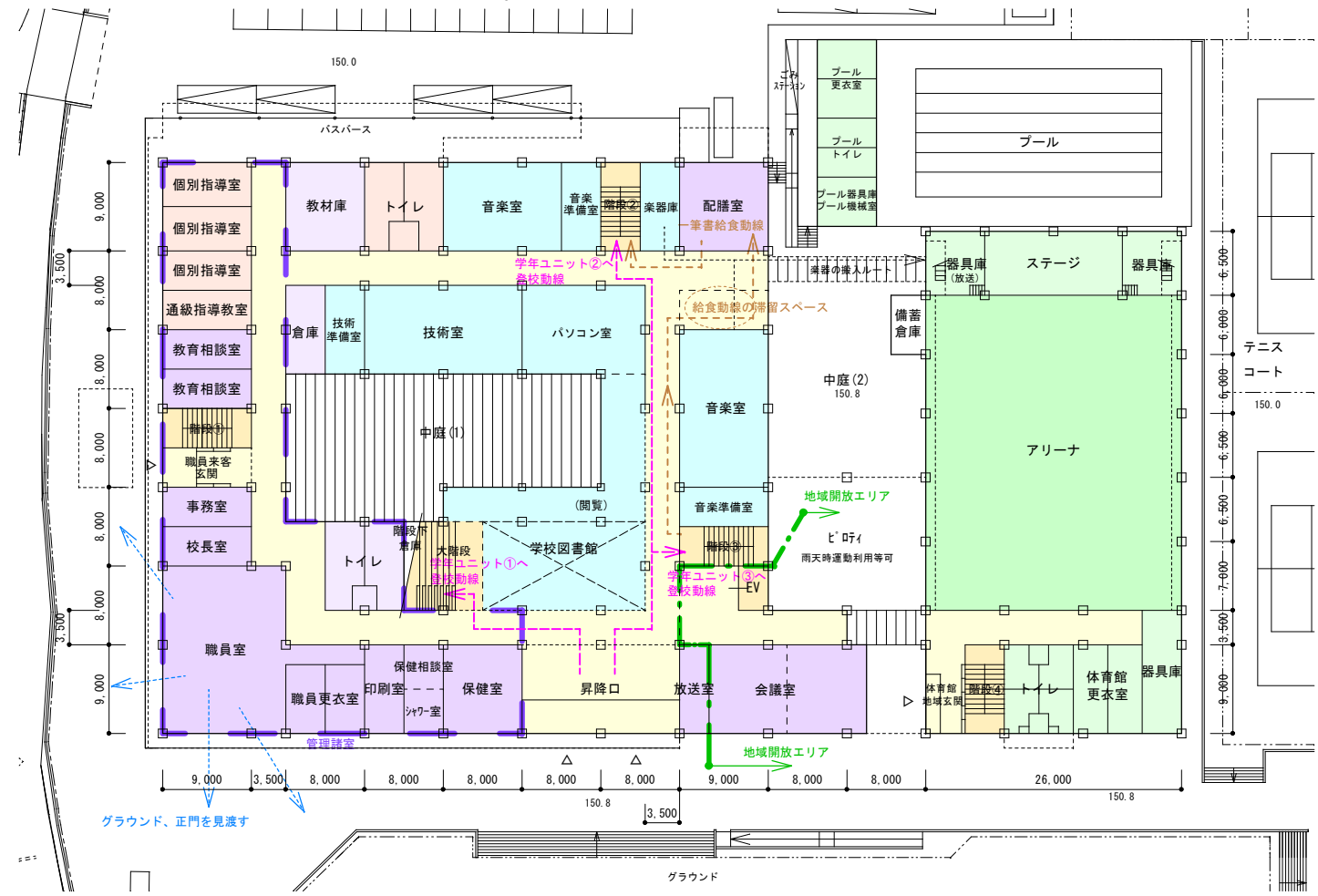


## 10-2 平面計画

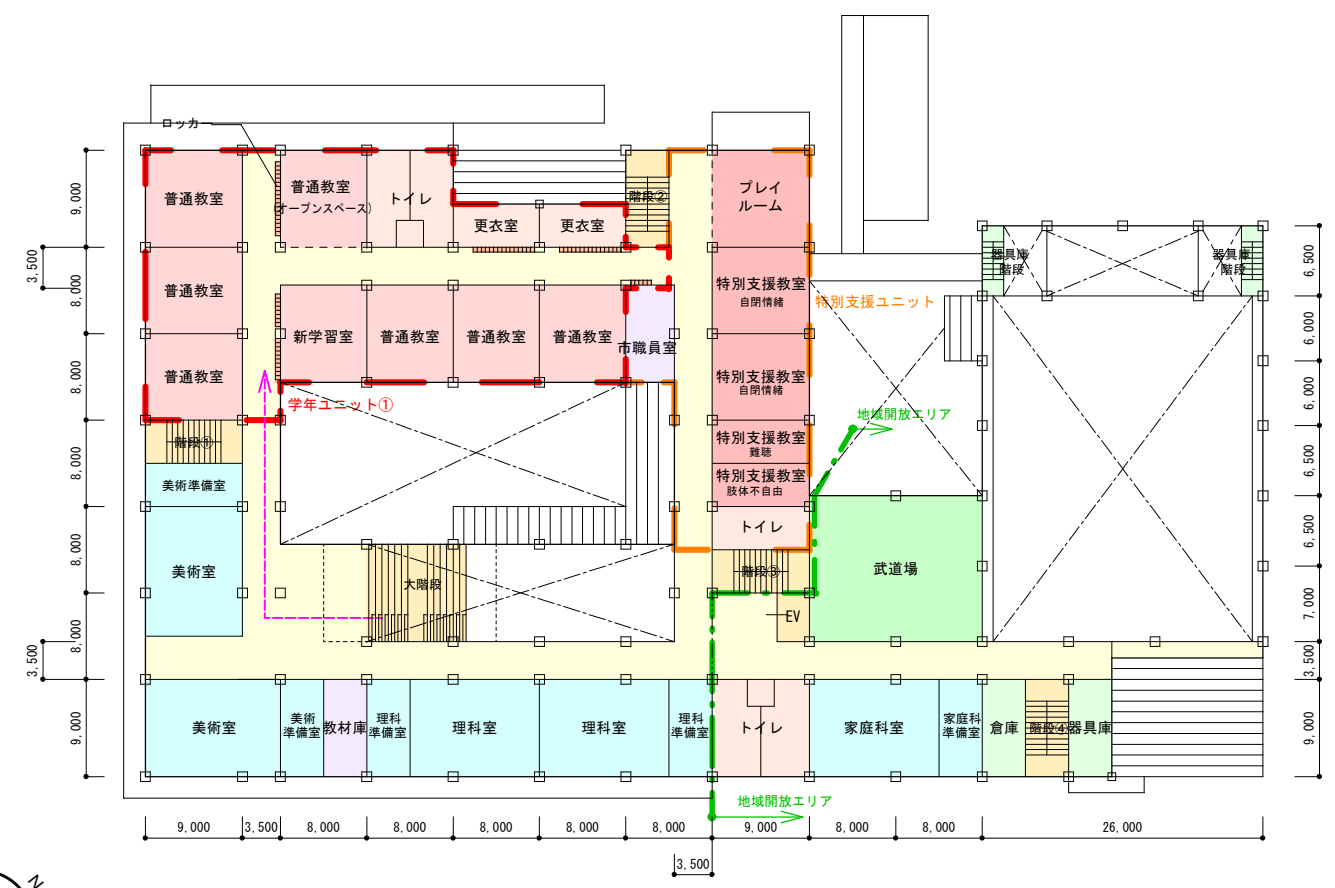
- ・1階の南側に職員室を設け、グラウンド、正門を見渡せる位置とします。
- ・職員室に隣接して、校長室、事務室、保健室を配置して、職員間の連携を図ります。
- ・教育相談室、通級指導教室、個別指導室は管理諸室に近接して設け、相談等の対応しやすい環境をつくります。
- ・学校図書館を中心に1階特別教室と廊下や中庭(1)を通して連続させるとともに、上部の吹抜けと大階段によって、2階の特別教室ともつなげ、教科を超えた学びを促す空間をつくります。また、昇降口に面して設けることで、生徒の利用しやすい環境をつくります。
- ・普通教室を中心とした学年ユニットは、2階の北西側、3階の南東側と北西側に配置します。学年ユニットは普通教室、オープンスペース、新学習室、更衣室、トイレで構成します。
- ・普通教室のロッカーは廊下の壁面にまとめることで、教室内の方向性をなくし、様々な学習形態に対応できる環境をつくります。
- ・特別支援教室は各学年ユニットに行き来しやすい2、3階の北側にまとめて配置します。
- ・体育館は1階、武道場は2階とし、校舎部分と連続して配置します。武道場下部(1階部分)はピロティとし、雨天時の運動や屋外での作業など、様々なシーンで利活用が可能なスペースとします。
- ・地域開放のエリアとして、体育館、武道場、会議室、家庭科室を想定し、セキュリティラインを設定します。
- ・各普通教室への登校動線は、大階段、階段②、階段③を使用することで、学年毎の分散登校が可能です。
- ・給食配膳の際の動線は、生徒が交錯しないよう、「各教室から階段③を利用して配膳室へ」、「配膳室から階段②を利用して各教室へ」の一方通行とするとともに、配膳室前に滞留スペースを設け、混雑を緩和することで、スムーズな動線となるよう計画します。



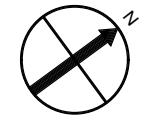
3階平面図 S=1/700



1階平面図 S=1/700

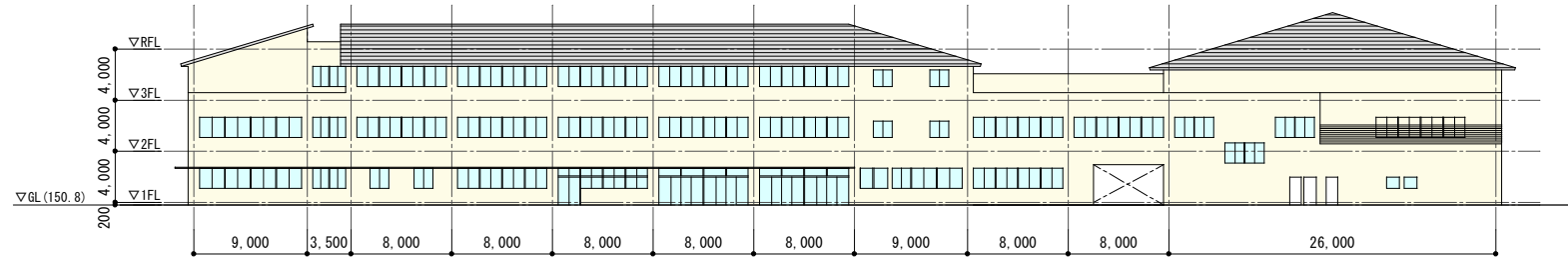


2階平面図 S=1/700

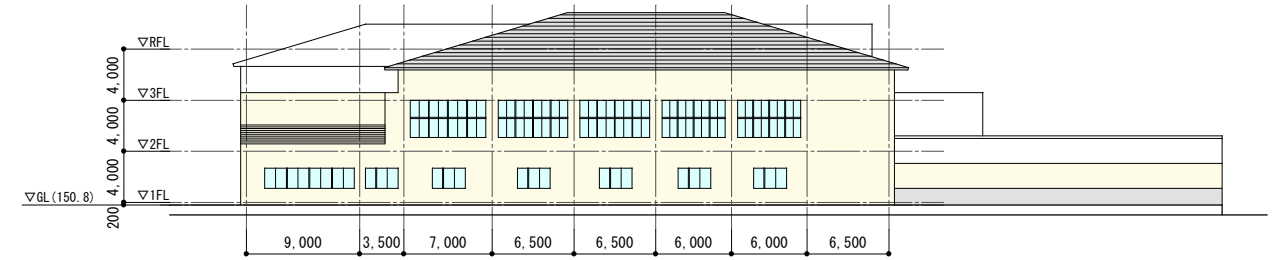


### 10-3 立面・断面計画

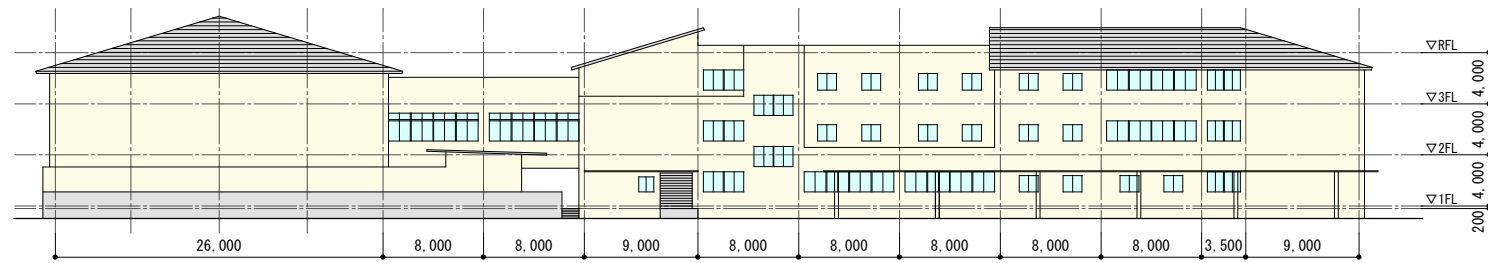
- ・周辺の田園風景に配慮し、校舎を3階建てとし、勾配屋根を設ける等、景観に配慮します。
- ・教室の天井高さを2.7mを標準で想定し、設備ルート等を考慮して、各階の階高を4.0mを想定します。
- ・体育館アリーナの競技スペースでは、梁等も含めて、8.0m以上の天井高さを確保します。
- ・武道場の天井高さは梁等も含め、4.0m以上を確保します。



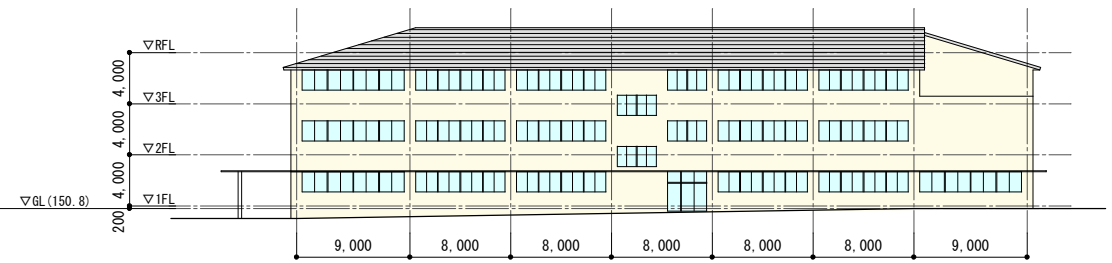
南東立面図 S=1/600



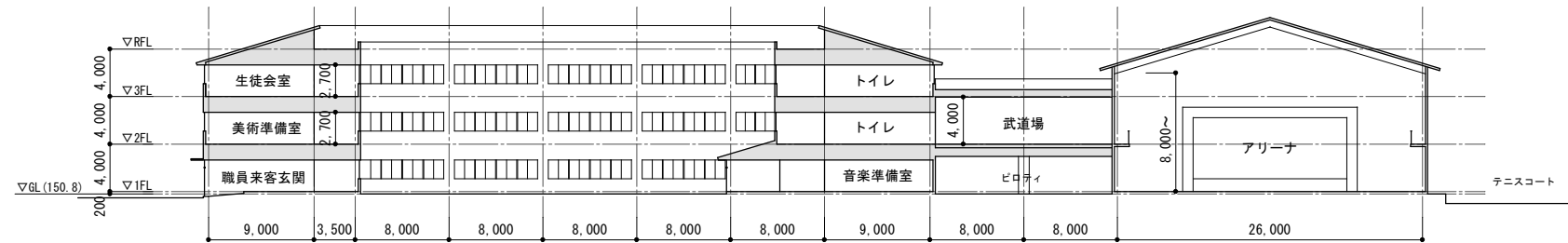
北東立面図 S=1/600



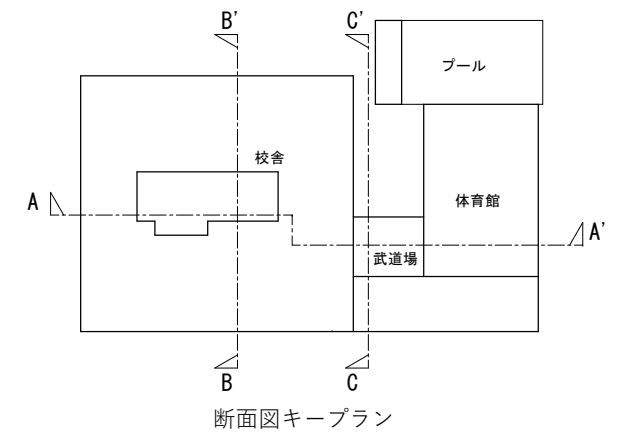
北西立面図 S=1/600



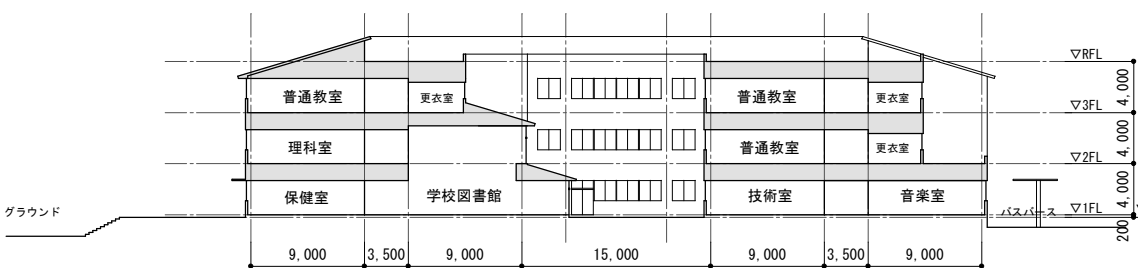
南西立面図 S=1/600



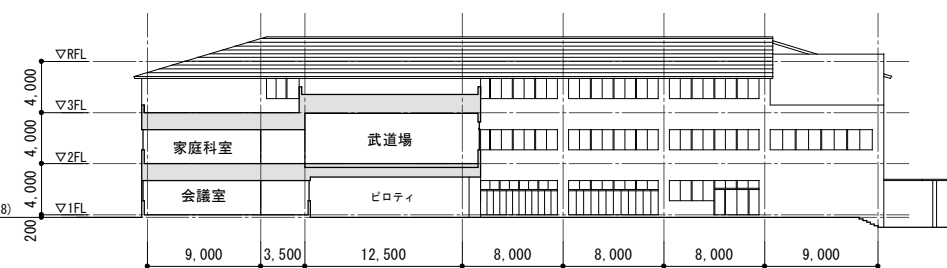
A-A' 断面図 S=1/600



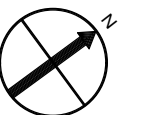
断面図キープラン



B-B' 断面図 S=1/600



C-C' 断面図 S=1/600



10-4 各室面積表

棟	部門	室名	寸法	室面積(㎡)	室数	計	配慮事項	
校舎	学年ユニット等	普通教室	8m×9m 9m×9m	72.00 81.00	16 2	1,314.00	・各学年6～7クラスを想定。 ・採光、通風等、教室環境に配慮する。 ・普通教室内にロッカーを設置せず、大型モニターや複数のホワイトボードを設ける等、多様な学習に対応できる設えとする。	
		オープンスペース	8m×9m	72.00	3	216.00	・普通教室として活用できる設えとする。 ・体験的な学習や探究学習、チームティーチング等の多様な指導とともに、学級や学年の枠を外した合同学習やグループ学習等の協働による学習形態にも対応できるよう整備。	
		(ロッカースペース)						・普通教室近くに設置。 ・扉付きロッカ(内寸W360xD420xH500)を想定する。
		生徒用更衣室	8m×4m	32.00	6	192.00	・各学年男女各1室設置する。 ・学年ユニットに隣接した位置とする。	
		新学習室	8m×9m	72.00	3	216.00	・各学年1室設置する。 ・教科により学級をハーフサイズにする少人数学習の教室として整備する。 ・普通教室に隣接した位置とする。	
	特別支援教室等	特別支援教室8CR	4m×9m 4.5m×9m 8m×9m	36.00 40.50 72.00	2 1 5	472.50	・特別支援教室8クラス 36㎡・2室(肢体不自由、難聴) 40.5㎡・1室(弱視) 72㎡・5室(知的3、自閉情緒2) ・特別支援学級同士の連携や普通教室での交流及び合同学習も考慮し、特別支援教室をまとめて配置する。 ・近接してシャワーが使用できる多目的トイレを設置する。	
		プレイルーム	9m×9m	81.00	1	81.00	・特別支援教室に隣接して配置する。 ・一人一人の障害に応じて、トランポリンや平均台等を活用した感覚機能の訓練や動作学習、情緒の安定を図るなどの自立活動を行うための教室として整備する。	
		市職員室	4.5m×9m	40.50	1	40.50	・自立支援員や指導員10人程度が職員室として使用するとともに、特別支援学級教職員のミーティングルームとして活用する。 ・特別支援教室に隣接して配置する。	
		通級指導教室	4m×9m	36.00	1	36.00	・管理諸室に近い位置に配置する。	
	特別教室	音楽室	12m×9m 16m×9m	108.00 144.00	1 1	252.00	・特別支援教室や通級指導教室と離して設置する。 ・合唱や楽器等の使用を考慮し、音響や遮音性能に配慮。 ・合唱や大型の楽器使用に配慮した形状とする。	
		準備室・楽器庫	4m×9m	36.00	3	108.00	・準備室や大型の楽器等を収納できるスペースとして設ける。	
		美術室	12m×9m 12.5×9m	108.00 112.50	1 1	220.50	・多様な表現活動に対応できる教室環境とする。 ・作品の展示できるスペース等を周辺に設ける。	
		準備室	4m×9m	36.00	2	72.00	・作品の保存スペースを確保する。	
		理科室	12m×9m	108.00	2	216.00	・第一分野、第二分野に分けることも可能な設えとする。 ・実験等が適切に行える実験机や収納を確保する。	
		準備室	4m×9m	36.00	2	72.00	・薬品等の管理が行いやすい設えとする。	
		技術室	16m×9m	144.00	1	144.00	・木工やはんだ等の加工の作業ができる設えとする。	
		準備室	4m×9m	36.00	1	36.00	・機材や材料の管理が行いやすい設えとする。	
		家庭科室	12m×9m	108.00	1	108.00	・被服、調理の利用ができる設えとする。 ・地域利用も想定した位置とする。	
	準備室	4m×9m	36.00	1	36.00	・被服、調理での教具が利用できるように十分な収納を設ける。 ・教具を生徒が出し入れすることも考慮し、家庭科室も含めて安全で利用しやすい設えとする。		

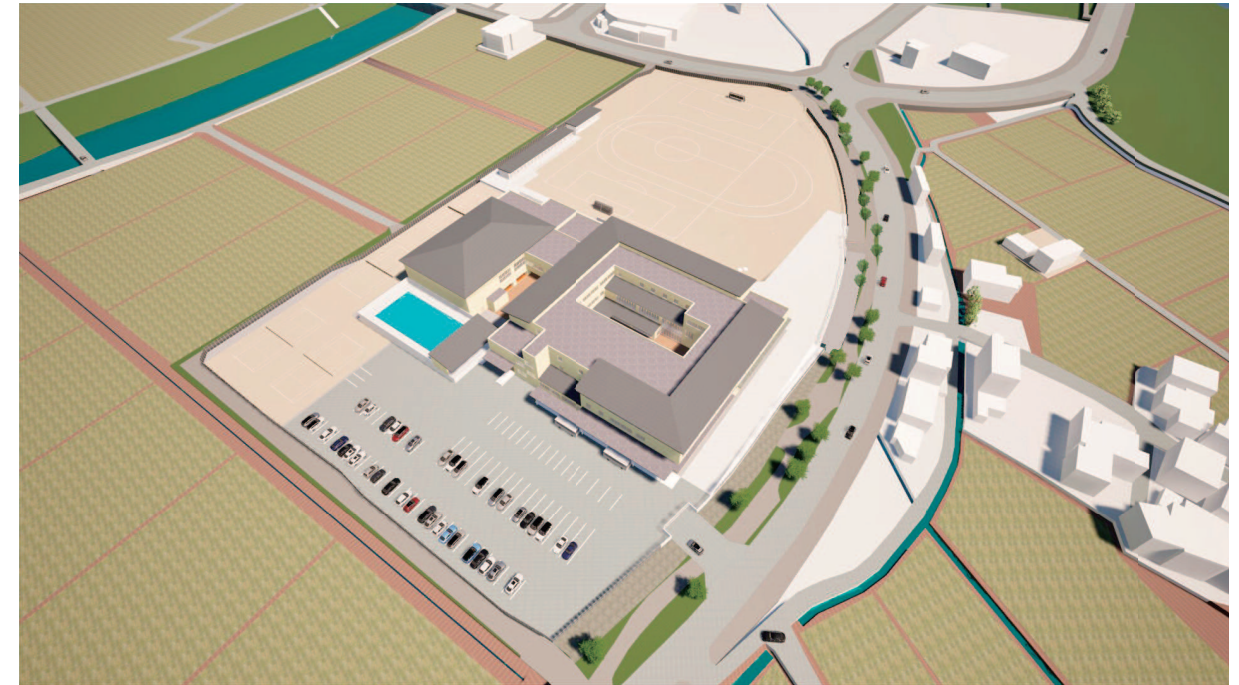
棟	部門	室名	寸法	室面積(㎡)	室数	計	配慮事項
校舎	特別教室	学校図書館	-	272.00	1	272.00	・学校の中心に配置し、生徒がいつでも自由に使い、普段から本に触れやすい環境を整備する。 ・16,000冊程度を収容できる開架スペースを設ける。 ・読書スペースはキャレルデスクや組み合わせテーブル等を設置するとともに、学校図書館を中心に、パソコン室や大階段、特別教室等の連続した空間として配置することにより、生徒の多様な学びを支援できる設えとする。
		パソコン室	12.5m×9m	112.50	1	112.50	・学校図書館に近接して配置する。 ・パソコンの授業以外にもアクティブ・ラーニングを行うスペースとして、グループワークや発表を行いやすい設えとする。
		大階段	12m×9m	108.00	1	108.00	・学校図書館やパソコン室と連続した学びの場として、日常だけでなく、探究学習における発表や学年集会、イベント利用しやすい場とする。
		生徒会室	4m×9m	36.00	1	36.00	・生徒会活動ができるよう配置する。
		個別指導室	4m×9m 4.5m×9m	36.00 40.50	1 2	117.00	・別室指導や個別の生徒指導を行う。 ・学級に通うのが難しい生徒の居場所としても整備する。 ・管理諸室に隣接し、各学年ユニットや通常の学級の利用動線から離れて配置する。
	管理諸室	職員室	12.5m×17m +8m×2m	228.5	1	228.50	・常勤職員60人と非常勤10人程度の利用を想定。 ・校長室、事務室と隣接して設置する。 ・保健室に近接して配置する。 ・ミーティングテーブルを設ける等、共同作業や打合せできるスペースを確保する。 ・給湯設備とともに談話コーナー等を設け、職員同士のコミュニケーションが活性化する設えとする。 ・職員室は職員以外の立ち入りは原則禁止とし、生徒や保護者対応のためのカウンター等を職員室の近くに設ける。
		校長室	4m×9m	36.00	1	36.00	・職員室、事務室との連携を考慮して、隣接して設置する。
		事務室	4m×9m	36.00	1	36.00	・職員室、校長室との連携を考慮して、隣接して設置する。
		職員更衣室	4m×7m	28.00	2	56.00	・男女各1室設ける。 ・体調不良時等の休憩できるスペースも合わせて設ける。 ・職員室から直接出入りできる計画とする。
		保健室	8m×9m	72.00	1	72.00	・グラウンドが見渡せる位置とする。 ・救急車の動線に考慮する。 ・教職員と連携し対応できるよう、職員室に近接して設置する。
		シャワー室	4m×4.5m	18.00	1	18.00	・保健室に付随して配置する。
		保健相談室	4m×4.5m	18.00	1	18.00	・保健室に付随して配置する。
		会議室	8m×9m	72.00	2	144.00	・2室を1室に利用できるように、移動間仕切等を採用する。 ・地域の利用も考慮した位置とする。
		印刷室	4m×9m	36.00	1	36.00	・職員室に近接して設置する。
		放送室	3m×9m	27.00	1	27.00	・全校朝礼や体育大会、スポーツ大会等、全校行事に対応するため、グラウンドが見渡せる位置に整備する。
		教育相談室	4m×9m	36.00	2	72.00	・主に、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーが、保護者、生徒、教員等からの相談業務に応じる部屋として整備する。 ・保護者利用において、生徒との動線が交差しないように配慮し、管理諸室に近い位置とする。
		配膳室	9m×9m	81.00	1	81.00	・給食車両の動線に配慮して配置する。 ・生徒の給食運搬動線に配慮した動線計画を行う。
		共用	教材庫・倉庫		25.20 ~72.00	5	219.20
	トイレ			36.00	2	522.00	・各トイレに多目的トイレを設置する。 ・特別支援教室に近接したトイレは、多目的トイレ+シャワー設備を設ける。
				72.00 81.00	4 2		

棟	部門	室名	寸法	室面積(㎡)	室数	計	配慮事項
校舎	共用	エレベーター		13.50	3	40.50	・特別支援教室に近接して配置する。
		階段		88.20	3	264.60	
		昇降口	16m×9m	144.00	1	144.00	・20クラスの生徒が安全に使用できるレイアウトとする。
		職員・来客玄関	4m×9m	36.00	1	36.00	・職員70人、来客30人程度の利用を想定する。
		廊下				2,156.50	
<b>校舎計</b>						<b>8,685.30</b>	
体育館	アリーナ+ステージ	アリーナ 32m×26m ステージ 14m×6.5m	923.00	1	923.00	・バスケットコート(フルサイズ)1面、バスケットコート2面、 ・バレーボールコート2面を想定する。 ・ステージ下には収納を設ける。	
	体育館更衣室	3.5m×9	31.50	2	63.00	・男女別で設置する。	
	トイレ	7m×9m	63.00	1	63.00	・多目的トイレを設置する。 ・外部からも利用できるトイレを設ける。	
	器具庫		36.00 39.00 50.00	1 2 1	164.00	・体育器具、武道場の備品等が利用しやすいよう配慮する。	
	備蓄倉庫	3.5m×6	21.00	1	21.00	・体育館に併設して中庭に配置する。	
	2F器具庫階段	6.5m×2.1m	13.65	2	27.30	・ステージ両袖上部に設ける。	
	共用(廊下・玄関・階段)				214.20		
<b>体育館計</b>						<b>1,475.50</b>	
武道場	武道場	13.5m×16m	216.00	1	216.00	・柔道、剣道の競技スペースを確保する。 ・柔道使用時は畳を敷き、畳を上げることで剣道場として使用できるようにする。 ・天井高さは、床面から4m以上(梁型が露出の場合には、床面から梁下端までの高さ)確保する。 ・多目的教室、集会室等としても活用することを想定する。	
	倉庫		36.00	1	36.00		
	共用(廊下)				42.00		
<b>武道場計</b>						<b>294.00</b>	
プール	屋外プール					・25mで6レーン(25m×13m)を設置。 ・準備体操や待機スペースとして十分なプールサイドを確保する。 ・プールサイドには効果的な日除け対策を行う。 ・プールサイドへのバリアフリー動線を確保する。 ・周辺から目隠し対策を行う。 ・シャワー、手洗い、タオル掛けを設置する。	
	プール更衣室	6m×4m	24	2	48.00	・男女別で設置する。	
	プールのトイレ	6m×6m	36	1	36.00	・プールサイドからの利用を想定する。	
	プール器具庫・機械室	6m×5m	30	1	30.00	・プールサイドからの利用を想定する。 ・ろ過機は、メンテナンスしやすい位置に設ける。	
<b>プール諸室計</b>						<b>114.00</b>	
部室		適宜	適宜	適宜	160.00	・部活動の地域展開に考慮した計画とする。	
屋外倉庫		90	90	1	90.00	・グラウンドで使用する器具の利用がしやすい計画とする。	
屋外トイレ		30	30	1	30.00	・屋外利用を想定した内装仕上げとする。	
<b>その他計</b>						<b>280.00</b>	
<b>合計</b>						<b>10,848.80</b>	

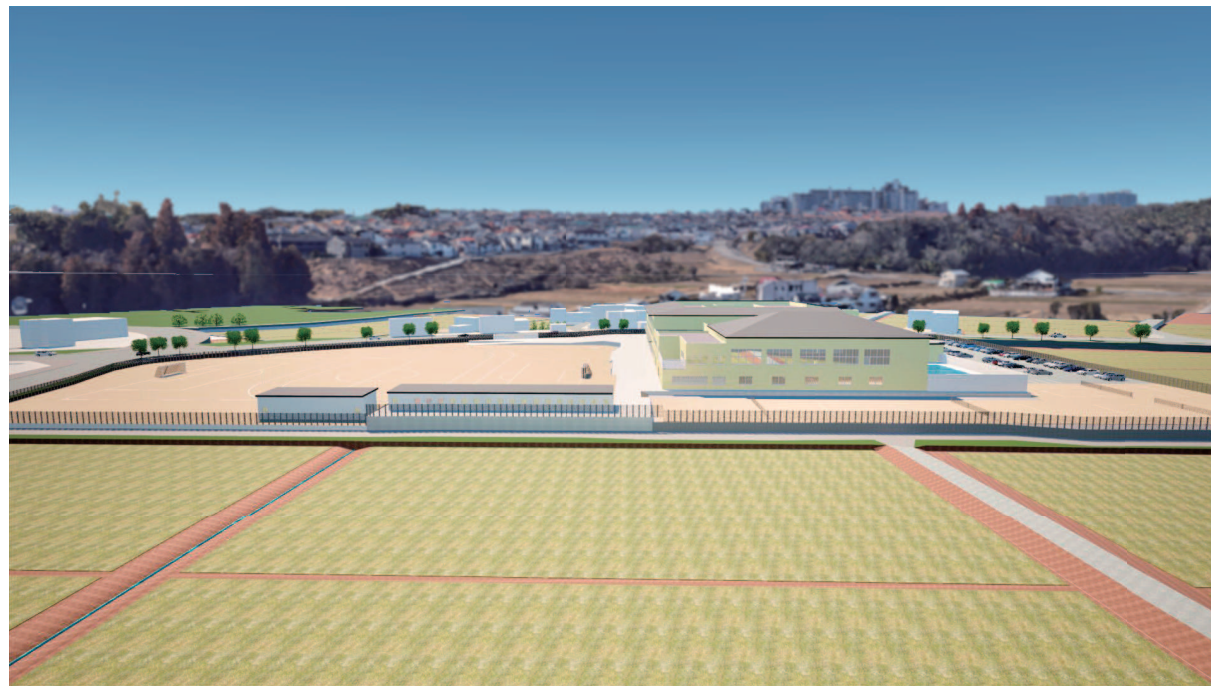
10-5 イメージパース



南側から正面を望む



南西側より望む



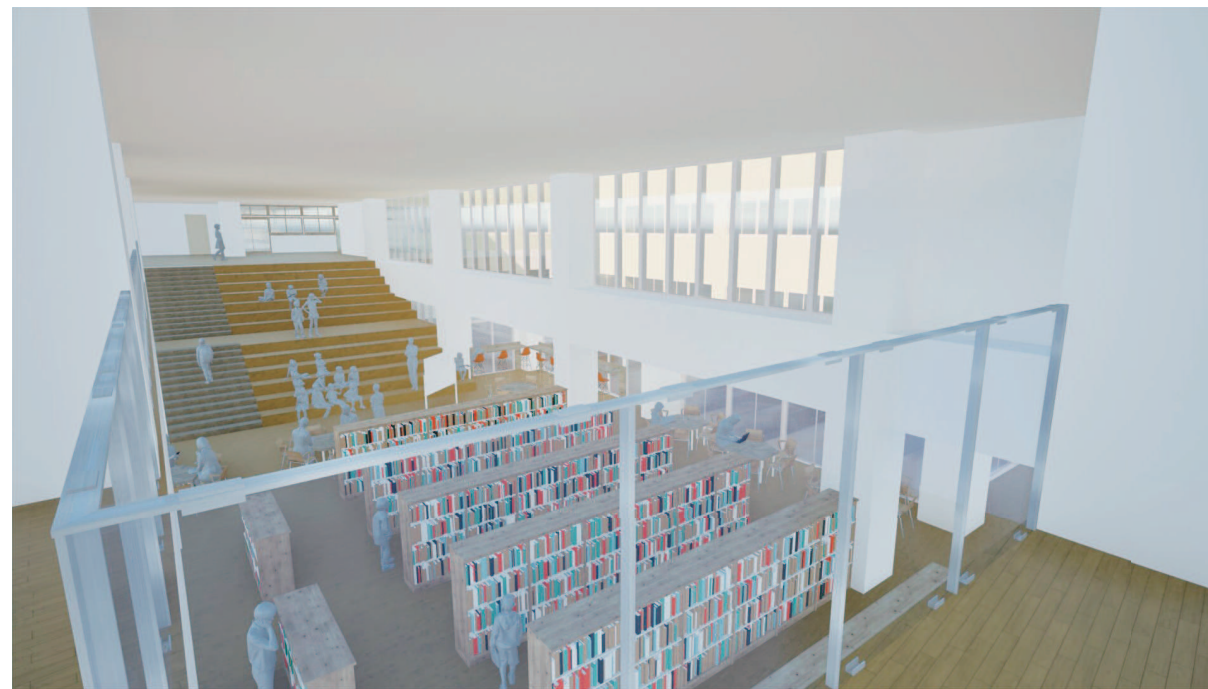
北側から体育館を望む



校舎中庭を望む



学校図書館



学校図書館吹抜け



普通教室



アリーナ

## 11 構造計画

### 11-1 基本方針

- ・ 構造計画は用途に要求される機能を満足し、高さ、規模、形状等に適合した方式を採用します。
- ・ 中学校（校舎、体育館、武道場）の公共性及び、災害時・災害後における避難所としての機能の重要性を考慮し、大地震時に対しても耐震性能の確保が図れる構造計画とし、十分な安全性を確保します。
- ・ 本建物は学校施設のため、構造体の耐久性を高め、将来の室形状及び機能の変化に対し柔軟に対応が可能なよう、内部区画・仕上げ等の部分を構造体と分離する等、長期間有効に使用できる建物として計画します。
- ・ 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準<sup>※8</sup>より、各建物の耐震安全性の分類を下記の表の通りとします。

	校舎、体育館、武道場	その他付帯施設
建築構造体の耐震安全性の分類	Ⅱ類	Ⅲ類
建築非構造部材の耐震安全性の分類	A類	B類
建築設備の耐震安全性の分類	乙類	乙類

※8 【耐震安全性の目標】「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」より抜粋

部位	分類	耐震安全性の目標
建築構造体	Ⅱ類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られるものとする。
	Ⅲ類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生ずるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られるものとする。
建築非構造部材	A類	大地震動後、災害応急対策活動等を円滑に行ううえ、又は危険物の管理のうえで支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。
	B類	大地震動により建築非構造部材の損傷、移動などが発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られていることを目標とする。
建築設備	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていることを目標とする。

### 11-2 建物概要

#### 【共通事項】

- ・ 校舎、体育館、武道場は、一体の建物を想定していますが、エキスパンションジョイント<sup>\*9</sup>により構造上合理的に分離した架構計画を検討します。
- ・ プール棟、部室棟、屋外倉庫棟等を付帯施設として計画します。

#### 【校舎】

- ・ 校舎の規模は地上3階建て延べ面積約8,700㎡程度とします。
- ・ 校舎の構造種別は、基本設計にて可変性、工事費、環境への影響等について比較検討し、総合的な判断により決定します。

- ・基礎種別は基本設計段階で地盤調査の結果、構造上の安全性、工事費、環境への影響等について比較検討を行ない、決定します。

**【体育館、武道場】**

- ・体育館及び武道場は無柱の大空間が求められるため構造種別、架構形式は基本設計にて構造上の安全性、工事費、環境への影響等について比較検討し、総合的な判断により決定します。
- ・基礎種別は基本設計段階で地盤調査の結果、構造上の安全性、工事費、環境への影響等について比較検討を行ない、決定します。

**【プール棟、部室棟、屋外倉庫棟等の付帯施設】**

- ・付帯施設は、基本平屋建てとし、経済的で構造合理性のある構造種別、架構形式、基礎種別を検討します。

**\*9 エキスパンションジョイント**：温度変化による伸縮、地震時の振動性状の違いなどによる影響を避けるために、建物をいくつかのブロックに分割して設ける相対変位に追随可能な接合部の手法及び工法のこと。

## 12 設備計画

### 12-1 基本方針

- ・各設備は、生徒の多様な学習活動や生活の中で、安全及び健康に支障を生じることのないよう安全性等を考慮して計画します。
- ・将来の学習内容・形態の変化や情報通信機器の導入及び機器の進展等、時代の変化に柔軟に対応できるように将来の更新、増設等を考慮した計画とします。
- ・設備機器・システムは環境負荷の低減に配慮するとともに、初期投資時に必要な費用、維持管理に必要な費用等を総合的に考慮した上で計画します。
- ・第4次さんだエコプラン（三田市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（令和6年3月）に基づき、照明や空調等でエネルギー効率の高い設備を導入するとともに、建築物の断熱性を高めることによって「ZEB Oriented\*<sup>10</sup>相当」基準をめざします。
- ・設備及び設備配管の点検、修繕等の維持管理を容易にできるよう配慮した計画とします。
- ・設備方式の選定は、環境保全・安全性・機能性・経済性について、総合的に判断します。
- ・建築設備耐震設計・施工指針（最新版）に基づきダクト・配管等の耐震施工を行うとともに、設備機器の転倒防止・落下防止対策を行います。

**\*10 ZEB Oriented**：ZEB Oriented は、延床面積が 10,000m<sup>2</sup> 以上の大型非住宅建築物のための ZEB で、学校施設の用途では、年間の一次エネルギー消費量を 40%削減する措置が必要となります。

### 12-2 電気設備計画

#### 【電力引込・受変電設備】

- ・電力引込は、構内柱を新設し、架空引込にて高圧電引込を行います。
- ・受変電設備は、電力を使用する教育機器などの種類や数量に応じた容量を確保し、洪水時などで冠水することのない位置に設置します。また、将来の電源増加が可能な計画とします。

#### 【電灯設備】

- ・照明設備は、諸室の利用形態や利用時間、自然採光の採り入れ等を勘案し、必要な照度を確保するとともに高効率・長寿命な LED 器具を採用します。
- ・照明器具は、主として汎用品を使用し、取替がしやすいようにします。
- ・各室の照度は国の学校環境衛生基準に基づき整備します。
- ・安全性に配慮した位置に屋外照明を設置します。

#### 【コンセント設備】

- ・100V コンセントを適宜必要箇所に設置する。各室のコンセント数は多様な使い方をはじめ、清掃・保守管理及び電源が必要な什器備品の設置に十分配慮したものとします。
- ・停電時に可搬型発電機等から給電できるように、体育館に災害分電盤を設置します。

#### 【幹線設備】

- ・低圧幹線は配管またはケーブルラックに敷設します。
- ・環境に配慮したエコマテリアル（EM）ケーブルを採用します。

#### 【通信・情報設備】

- ・学内ネットワークは、高度情報化への対応に十分に配慮します。

#### 【防犯・自動火災報知設備】

- ・防犯カメラ、非常警報設備等の防犯設備や火災報知設備は、生徒や教職員の安全性を確保するため、敷地内・校舎内に適切に配置します。
- ・各種設備機器の故障表示を行う警報盤を職員室に配置し、一元管理します。

#### 【太陽光発電設備】

- ・太陽光発電設備を敷地内消費で計画し、停電時には特定のコンセント等（体育館や武道場のコンセント等）の利用できるよう計画します。太陽光発電の容量は設計段階で詳細に検討します。
- ・環境学習の一環として児童の目の触れやすい場所に発電電力量の表示パネルを設置します。

### 12-3 機械設備計画

#### 【空気調和設備】

- ・生徒や職員が滞在する教室、居室には空調設備を設置します。体育館や武道場等、天井高さのある部屋の空調設備は居住域のエリアを空調する方式を採用します。
- ・居室は全熱交換器による第一種換気方式(吸気、排気を換気設備で行う方式)の採用を検討します。トイレ、倉庫などは排気ファンなどによる第三種換気方式(排気を換気設備で行う方式)とし、廊下などから新鮮な空気を確保します。
- ・職員室において、全ての空気調和設備を一括管理できるような機能を導入します。

#### 【給排水衛生設備】

- ・本建物は3階建であるため、「給水装置工事施工基準受水槽以下装置指導基準(1998年三田市上下水道部)」に基づき受水槽式を採用します。
- ・給湯設備は、特別支援教室、調理室などの特別教室、保健室などに必要に応じて設置します。
- ・建物内は汚水・雑排水分流方式、建物外は汚水・雨水分流方式とし、公共枴を新設し排水します。
- ・衛生器具設備は衛生的で使いやすく、汚れにくい機器を採用します。
- ・手洗い器具には非接触型自動水栓を採用します。

### 12-4 昇降機設備

- ・障害のある児童等の移動等に配慮し、特別支援教室付近に設置します。

## 13 整備手法

### 13-1 整備手法の比較

新統合中学校の整備手法の検討にあたっては、従来からの手法として①設計施工分離発注方式、民間事業者のノウハウを積極的に活用する手法として②基本設計デザインビルド方式、③実施設計デザインビルド方式の合計3つの手法における比較を下表のとおり行いました。

	①設計施工分離発注方式	②基本設計 デザインビルド方式	③実施設計 デザインビルド方式
<b>概要</b>	・設計と施工を分離発注する方式	・設計と施工を一括発注する方式	・基本設計後、実施設計と施工を一括発注する方式
<b>主なメリット</b>	・設計に発注者の意向を反映させやすい。	・基本設計段階から業者のノウハウを活用して、工期短縮や工事費削減を検討できる。	・実施設計段階から業者のノウハウを活用して、工期短縮や工事費削減を検討できる。 ・基本設計には発注者の意向を反映させやすい。
<b>主なデメリット</b>	・施工者のノウハウによる大幅な工事費の削減が見込みにくい。	・事業者選定に時間を要する。 ・発注者のチェック機能が働きにくく、業者に偏った設計になりやすい。	・設計者が途中で変更となるため、発注者の意向反映に調整が必要となる。 ・開発許可の事前協議において、基本設計後の事業者選定期間での協議の進展がない。 ・設計者が途中で変更になるため、協議内容について変更リスクがある。
<b>近年の状況など</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昨今の建設費高騰（物価高、労務費高騰）の影響を考慮すると、契約締結から建設工事の実施まで期間的に一定の間隔が生じるデザインビルド手法は、事業者の参入リスクが高い。</li> <li>・本事業においては、デザインビルド手法による一定のVFM<sup>*11</sup>は見込めるものの限定的。</li> <li>・本事業は、土地収用法に基づく事業認定や都市計画法に基づく開発行為を伴うことから、設計・工事期間の短縮は難しい。</li> </ul>		

\*11 VFM：Value For Money の略称。従来型の事業方式と比べてPFI方式、DB方式、DBO方式の方が総事業費をどれだけ削減できるかを示す割合。

### 13-2 採用する整備手法について

新統合中学校の整備手法については、「13-1 整備手法の比較」を踏まえたうえで、新統合中学校に必要な機能の実現に向けた発注者の意向反映を重視するとともに、工期の短縮や事業費の縮減を念頭に置いて総合的に評価した結果、施工者選定が困難になっている近年の状況下においても着実に事業を推進することが可能な「設計施工分離発注方式」を採用するものとします。

## 14 事業スケジュール及び整備費

### 14-1 事業スケジュール

令和7年度に「新統合中学校基本構想・基本計画」を策定し、令和8年度から造成・基本・実施設計を行い、その後、順次、造成工事、建築工事、外構工事等を行います。開校準備については、適切な時期に保護者や地域の代表による開校準備会を設置し、校名、通学路、校歌、制服等の具体的な事項について検討するなど、令和13年4月の開校を目標とし準備を進めていきます。

なお、事業スケジュールは、現時点(従来方式)で想定している最短のものであり、今後の進捗状況により変動する場合があります。

新中学校整備事業工程 (スケジュール)								開校 目標 年度 (令和 13 年度)
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度		
基本構想・計画策定	基本構想・基本計画策定							
用地測量、ボーリング調査等	用地測量・ボーリング調査等							
事業認定申請	事業認定事前協議・申請・告示							
用地・補償	地権者・関係人等への説明、契約・登記等							
基本設計・実施設計、開発協議、計画通知等		造成・建築・周辺道路等設計 開発協議、計画通知						
造成、建設工事				造成(調整池含)工事、校舎・体育館・運動等 外構、周辺道路工事 等		竣工		
開校準備			開校準備会設置(学校名・通学路、校歌・制服等)、 地域・保護者への周知、閉校行事・移転準備 等					

### 14-2 整備費

項目	内容	概算整備費
建設工事費	建築・外構工事費	65億円
その他	計画策定、設計・施工監理、造成、用地補償、備品等	30億円
合計		95億円

- ・整備費は三田市未来へのロードマップ(令和7年12月に公表)時点のものです。
- ・今後の労務単価や物価上昇、建設業における社会情勢等の変化等は見込んでいません。
- ・事業の進捗状況や社会情勢の変化等により、必要に応じて整備費を見直す場合があります。

## 15 その他留意事項

---

### 15-1 開発等に関する手続き等

本計画は、市街化調整区域、農業振興地域(農用地)での開発行為となることから、土地収用法の事業認定手続きや、都市計画法の開発許可が必要となります。三田市の開発許可基準に則り、道路、公園(緑地)、消防水利、排水施設、給水施設、擁壁等の設計、協議、許可申請や事業認定手続き等、必要な手続きを適切に行うとともに、北側農地にアクセスする市道や用排水路の整備等の調整、設計も合わせて行っていく必要があるため、留意が必要です。

また、兵庫県総合治水条例により、規模が1ha(10,000㎡)を超えて、開発行為による下流への雨水の流出量が増加する場合には、届出と調整池設置が必要となります。現時点では、グラウンドによる校庭貯留による対応を想定していますが、設計段階においては「重要調整池の設置に関する技術的基準」や「重要調整池に関する構造マニュアル」による洪水水量の算定等、必要な調査、協議等を行い、設計内容に反映させていく必要があります。

### 15-2 設計内容等への反映

基本計画では、敷地条件や設計に必要な与条件の整理を行うとともに、アンケートや基本構想を踏まえ、施設配置計画等の検討を行いました。

更なる詳細については、本基本構想・基本計画を踏まえ、今後の設計段階において、様々な検討を加え具体化していく予定としています。